

す。このままにしておいたならば、いよいよますます動きのつかないことになるのではないかと、とうとう心配があるわけです。これを一体このままにしておくのか、東海道を中心としてどんどんふくらましていくと、こういう状態を肯定するといふ考え方に立つのか、あるいはこれをきつと分散をさせるという方法を考えるのか、あるいはまたそのためには河野さんが建設大臣のときにちよつと草案を示されたけれども、首都の移転をも考慮するのか、こういう問題がある。そういうことは政府のほうで一つの方針を打ち出さないと、なかなかこれは地価の問題だつて過密地帯は下がる気配はないと思う。だからそういう根本的な国土の総合開発計画というものが、ここに明らかに示される必要があるんじゃないかと思うんですね。それがはつきりしないと、都市計画法、こういう地方的な計画の問題は、いわば枝葉の問題じゃないかと思うんです。そうすると、幹や根つこのほうをうちやらかしにしておいて、葉つばや枝のほうを一生懸命みがきかけるといふことは、本末転倒のような気がするのです。いささかこれは本末転倒のような感じがするんじゃないかという気がするのですが、その点はどうですか。

○国務大臣(佐藤栄作君) 瀬谷君の御意見どおり、やはり国土の開発、その間においては過密過疎対策を十分検討して、そうして均衡のとれた開発計画を立てる、あるいはまた日本の場合においては必要なことであるというので、いわゆる過去におきまして過密過疎対策、均衡のとれた国土開発、こういうことが計画されておりました。しかし、どうも新産都市だのあるいは工場整備地域だの等々設けましたが、なかなか当初設定したとおりの目標にこれが進んでいって、なかなか思えないものがある。ことにたゞいま御指摘になりましたように、東京、大阪、名古屋、横浜等都市集中の傾向が、まあ最近になりまして、いわゆる新産都市を指定した後におきまして、非常に急激に都市集中の傾向が出ております。そこで、私もどうして新しい事態に對

応する総合開発計画、新しい国土の総合開発計画を立てなければならぬ、かように思ひまして、ただいまそういうものを検討しております。おそらく秋になればでき上がるだろうと思ひます。ただそれを見るまではすべてのものをストップする。こういうふうになります。ストップすることはいかかかと思ひます。ただいま申すように、基本的にはやはり均衡のとれた開発計画、それを進めるのでありますから、そのための方向で、これと矛盾しない方向のものは、それぞれ取り組みやすいものから取り組んで進めていく、ことに二十世紀の後半においてはこれは世界的な現象です。都市化が進む、それに対する対策をひとつこの際立てていただきたい、こういうことで都市計画法をお願いしておるわけでありまして。しかし、いま瀬谷君の指摘されるように、国土の総合開発計画、これは絶対に必要です。でありますから、ただいまそれを御審議をお願いしている、かように御了承願ひます。

○瀬谷英行君 一つの都市にしても、その都市の人口がこれから先もどんどんふえていくのか、あるいは減つていくところは減つていくなしになるのか、そういう点がわからないと、こういう計画を立てて、いや市街化区域だとかあるいは調整区域だとか、こういうふうな設けてみたところ、それがはたして発展のために役立つかどうかという懸念があるわけです。いままでも農業関係の団体、農協をはじめ農業会、いろいろ農業関係の団体の方々も、不安を表明されてきているわけですが、けれども、市街化区域といつたようにきめられた所は、急激に地価が高騰するんじゃないか、逆に調整区域になった所は土地の値段が今度は下がつちまうんじゃないか、こういう極端なアンバランスが生じてくるのではないかと、という不安があるわけですね。私は当然だと思うんです。また今度どこでどうやって線を引くかという問題があるわけですね。きのうも横浜の市長はじめいろいろ参考人の方々から意見が出されたのでありますけれども、いまの都市というのは、何もない所に都市を築くというやり方できたわけじゃないです。これ

からだつてもう未開の原野を切り開いて都市をつくるなんというところは考えられない、いまのところは、そうすると、いままでもたんばや畑だった所にどんどんどんどんうちができてきたのです。そうすると、どうしても都市の中に農地が今後取り残されるということになる。取り残された農地が今度は市街化区域だということでも税制上の扱いその他で不利なことになると、結果的にはその取り残された農地を持つてゐる農民というものは、いびり出されるというふうなことになるはしないか、という懸念があるわけです。それらの懸念に對して衆議院では、総理はそういうことはないという意味の御答弁がございましたけれども、それは各省と打ち合わせをしてやっておるから心配ないのだということですが、具体的な税制上の問題にいたしましても、それから農地の営業の問題についても、保障していくのだというふうな確認してよろしいかどうか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) ただいま瀬谷君御指摘のように、たとえば市街化区域あるいは調整区域、かような指定を受ければ、地価に影響を及ぼすだろうと、これはお説のとおりでございます。したがうしてそこで不勞所得——不勞所得と言えないかもしれないけれども、そこで所得が生ずる、あるいは生じない、こういうものを一体どうするか、これは税制の面で適當にあんばいができるだろう、かように思ひます。また農業用地として残しておく、そういうものは一体どうなるか。これに對しては、農業自体も構造の改善が行なわれ、構造が変わつていくと思ひますけれども、ただいまの状況のもとにおきまして、零細耕地、そういうものが宅地その他に変わる場合に、またそのまま耕地として残すような場合において、これはやはり補償等ということも考えなければならぬ。かように思ひますが、しかしかりにそういうことをやっても、農地のほうは今後順次変

わつていくので、農業の構造改革のほうで対処していくべきじゃないか、かように思ひます。しかし前のほうのある者は非常に所得し、ある者はされていない、こういうものについては、税制上の処置以外にはないのではないかと、かように思ひます。最近の農地法の改正なども、やはり一貫した均衡のとれた方法だと、かように私は思つておりますが、さらにこういう点においても、幸、不幸のないようにさらにくふうする必要があると思ひます。問題は各所管省庁間におきまして扱い方が不統一にならないように、やはり一貫した方向で地価抑制など、また土地が有効に利用される、こういう方向に、もの考え方を集中していくことが必要である、かように思ひます。

○瀬谷英行君 先ほど総理は、地価抑制についていい案があつたらひとつ教えてもらいたい、というところをおっしゃつたのですが、それじゃ野党側の言うことでも有効であると思つたならば、実行するといふふうにも聞き取れるわけですが、それで、それならば、これはいま地価が上がつていくといふのは、結局住宅問題等が深刻になつて宅地なりあるいは住宅というものが手に入らないといふところからきておるんじゃないか、と思ひます。手に入らないといふのは、人口が一方では集中して一方では少なくなる、過密と過疎というふうなことからそうなるわけですね。これらの根本を解決しないことには、どうにもならないと思ひます。そうすると、土地を今日のような状態で投機の対象にしておくこと自体が問題であらうと思ひます。それを投機の対象にしないように有効な利用計画を立てる、そのスプロール現象を何とかして絶滅させようと思ひならば、土地を公有というふうな方法以外にはないんじゃないか。個人の土地所有といふものは、これは制限する。そうして国もしくは公共団体がこれを持ってそうして個人の利用というものはある程度制限する。そういうような方法をとらなないと、この土地問題は解決しないんじゃないかといふふうな思ひ。資本主義国といえども、やはり土地の利用計画については、相当制限

しているんじゃないかと思うのです。いまのところ日本では、都市の開発というようなことは、土地ブローカーの手にゆだねられている、極論をすれば、そういうようなことでは、なかなか土地問題は解決せぬだろうという気がするわけです。だから、土地公有という考え方は社会党の考え方ではあるけれども、これは自民党といえども、今日のようにせつぱ詰まった時点においては、いやおうなしに考えるべきではないだろうか。それを考えずに地価の抑制ができるというふうな自信があるならば、どういう方法でもって地価の抑制ができるのか。それを逆に今度は総理にお聞きしたいと思う。

○国務大臣(佐藤榮作君) 土地公有論、国有論、これは社会党の一枚看板のように言われますが、私は必ずしも社会党の一枚看板だとは思いません。私どもの保守党におきましても、いわゆる積極的に土地国有と、かような看板こそ掲げませんけれども、できるだけ土地を国有あるいは公有で残すことが必要だと、また、場所によっては、いろいろの場合に公有の土地をふやすというそういう政策をとるべきではないかと、かように実は考えております。まあ、最近、国有林野の利用計画法というものを提出しておりますが、これなどもその国有林野を民有に移すのではなくて、これをそのままにしておきましても利用度をあげる方法があるのではないかと、これなどは私どもの考え方といえる言われましたことと通ずるものであると思ひます。私は、特にこの都市計画の場合、あるいは大都市の場合について、スラムなどの解消をはかっていく。こういう場合に、スラムなどの解消を積極的にはかろうとすれば、やはり、公有の範囲をふやしていくべきではないかと、かように思ひます。それで初めてスラムの解消ができるのではないかと。まあこれらのことを考えますので、これはまた具体的な問題としてそれぞれを解決していく。ただ、まあ一般的に全部を、土地私有を排して国有だと、こういう政策には、私は必ずしも賛成いたしませんけれども、個々の場合におき

ましては、ただいま言われるように、公有の範囲をふやしていく、こういうことも考えていくべきではないかと。それから、まあ非常に極端な場合ですが、あまり土地がどんどん売られ、そうしてどんどん高くなるというなら、場合によつたらそういうものの売買取引等の停止を考えることも、必要な場合も出てくるのではないだろうか。これはまあ現にその国でやっている例がございますが、しかし、その期間を定めてそういうものを停止すると、期間が経過するとその時期にたいへんな問題が起こるからというので、これに私も簡単には賛成いたしませんけれども、非常な弊害が出てくると、よほど政府自身もこの問題と取り組む場合には、強力な措置をとらなければならぬ、かように私は思っております。まあそういうことをやらぬで済むようにと、かように思ひながら、ただいまのような程度の低いものを積み重ねていく、こういうのがいまの政府のやり方でございます。御了承いただきます。

○瀬谷英行君 それでは、最後にもう一度伺ひますが、総理自身もこういう都市計画法などというものは程度が低いものだといふことは、お認めになつておられるわけですね。つまり、あまり足しにならぬといふことですか、早く言えば、まあそういうわけでしょう。それで、いままで首都圏整備法とか、近畿圏整備法、中部圏整備法、あるいは新産都市法とか、いろいろな法案はたくさん出ましたけれども、おまじないみたいなもので、さっぱり実効をあげていないのです。で、今回もまた、総理自身も言われるように、あまりたいして期待を持っておられないような法案を出されたといふことになる、これは、やはりこの考え方が那邊にあるのかという不安がある。だから、いま公有の土地の問題は、公有の範囲を拡大するといふふうにおっしゃいました。公有の範囲を拡大するというお考え方は、社会党の考え方に、若干ばくは近づいておられるもの、というふうな理解をされるわけですね。われわれの主張というものを取り入れなければ、これは地価の抑制なんとい

うことはできつこないのだから、その点はお認めいただいたものと理解をするわけですが……。それからそれでは土地の有効利用という問題があるわけですね。日本の国土は限られているわけですから、そうすると、利用できる範囲は、空間以外にないわけですね。立体的にその土地を有効に利用する。二階建てを三階建てにする、十階建てを二十階にすると、こういったようなことがある。国会議事堂なんというのはいくらも不経済の見本みたいなものでしょう。場所ばかり広くとって、上のほうは高いところはあつたけれども、役に立たないのだから、あれは飾りだけで、そうすると、超高層ビルなんというものができました。はたしてあれがいいかどうかはわかりませんが、丸の内にも超高層ビルができていきました。総理は待ったをかけた、こういう話を聞いておられるわけですね。そうすると、基準法ではつくってもかまわないことになつておられるけれども、総理が気に入らないからあれはやめろと、こういうふうにおっしゃつたように理解をされるわけなんですか、けれども、一体高い建物は、超高層ビルのようなものはいけないといふふうにお考えなら、基準法等についてのも手入れをして、そうしてある程度の高さの制限というものを加えなければならぬと思うわけなんです。それが、それはどのようにされるおつもりなのか、こういう点も明らかにしないと、建てようとしておられるのはとまどうことになるのじゃないか、こう思ひますので、最後にその点も伺ひをいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 前段でちょっと誤解があると思ひますけれども、この法律案にあっては、政府が期待をかけていないといふ、総理自身もさういふ言つておられるじゃないかと、かように言われる。これが私はたぶん誤解に基づくものだと思います。ただいまの憲法のもとにおきまして、私は権は尊重されなければならぬ、このことはもう非常にはつきりしております。私どもは私権を尊重して、その範囲において公益を進めるという立

場でございますから、ただいまの憲法違反にならない程度にただいまの法律案も出しているわけですね。そういういたしますと、ただいま御審議をいただいております法律案がそのすれすれのところじゃないかと、私権の保護と公益を確保し増進していく、そのすれすれのところじゃないかと、かように私は思っております。そういう意味でこれに政府も非常に期待をかけておられるのですから、皆さん方もぜひそういう方向で運用の妙をひとつ發揮していただきたい、かように思ひます。

そこで、ただいまの超高層ビルの問題でございます。私は、住宅をつくる場合においては、まず道路を考へる、あるいは通信を考へる、あるいはさらに学校を考へる、上下水道を考へる等々のことがみんな言われております。はたして高層ビルをつくる場合にそういう点が全部くふうされて、そうして高層ビルに踏み切つたのかどうか、これが私は実は問題だと思ひます。都心に大きな高層ビルをつくる、こういう場合になりますと、必ずそのビルに二万あるいは三万という者が入つておられるわけですね。二万、三万という者をどういうような機関でそこへ運び込むのか、かように私は実は心配するのであります。高層ビルをつくる人は、ただいま横になつておられるものをただ縦にするだけだから、ただいまのような交通機関の問題は起こらないのだ、こういうことを主張されますので、これは私はまあいろいろ議論があると思ひます。すよ。そうして超高層ビルを建てて空地をつくるというところが徹底すれば、また別です。いまこの建築制限で空地をつくるようになっておりますけれども、しかし、それではいかにも利用が十分上がらないじゃないかと、こういうことになつてくる。ニューヨークの例みたいに超高層ビルがびっしり詰まるようになる。そうすると、その足は、そういうビルに通う足は一体どうするのか、こういうことが問題だと思ひます。私は美観論争とか、その他のこととやかくは申しませんが、一番大事なのはその点じゃないかと。また一たん災害が起きたときに、はたしてそれに対する十分の対

策ができておるかどうか、このことも考えなきゃならぬ。火災の場合に一体高層のビルはどんな処置がとれるか。最近地震でも建築上はこれはだいじょうぶだという議論もございしますが、そういうこともあります。したがって、簡単に超高層ビルがいのだというところには踏み切れない。ことにそれが都心である場合には、よほど慎重でなければならぬ。私は都の周辺における副都心のような地域なら比較的交通も整備されておりますから、そういうところなら問題ないように思います。しかし、どうもこの付近だと、私はたいへんだと思う。そういう意味で、まあ超高層ビルについての私の所見はあるわけです。でありますから、私はまあただ感じだけで丸の内の超高層ビルに反対している、かようにお考えにならないように、これは社会環境が全部整備されれば、これは別に心配することはない、かように私は思っております。

○沢田政治 昨日、参考人に来ていただきましたが、いろいろな御高見をお聞きしたわけでありすが、何らかの都市政策が必要である。いまのように無秩序に都市がどんどん郊外に延び出ておる、しかも都市政策のないまま無制限に延びていっておるものを、健全な都市の秩序に戻すべきである、こういう点については五名の参考人が、それぞれ持ち味を出しながら異口同音に都市政策の必要というものを強調しておたわけでありすが、私もその点については、全く同感なわけでありすが、ただその目的がいろいろと、目的に到達する手段というものが対して、これまたほとんどの参考人が若干の不安を訴えておたわけでありすが、その内容というものを私なりに理解し、あるいは整理いたしますと、二つあるわけでありすが、それは、先ほど瀬谷委員がお聞きしましたように、土地政策は一体どうなるのか。地価の政策、それと農業政策との調和がどうなるのか、こういう不安というものが顕著にあったように思うわけでありすが、そこで、先ほど瀬谷委員の質問に対して、地価の対策については、ベニン

リンとか、ああいうような新案のように即効的なきめ手はない、ちょっとお伺いしたいものであるというようにも言っておるわけでありすが、もちろん私も、これがきめ手だということ、問題提起できないわけでありすが、さらに私も社会党は、やはり土地というものは利用するためにあって、所有するためにあるものではない、という基本的な考えを持っておるわけでありすが、しかしいまの皆さんの政治体制、これは資本主義経済でございしますから、国有とか公有とかいっても、これはないものねだりであって、議論としてこれは発展するかも知れませんが、これは現実的に言ったとしても、言っただけに終わると思うわけでありすが、そこで、いまの皆さんの政治体制のもとにあって、やれるものがあるのじゃないかと思うわけでありすが、たとえば総理が、土地を、土地政策を考え、地価政策を考へるということになると、私権の圧迫をしなけれ

ばならぬ。だから、なかなかきめ手がないというような意味のことを言っておられるわけでありすが、しかし、この都市計画そのものを見まして、私権の圧迫です、これはある程度、農地のある場合には三〇％くらいが私権を制約されるということになるんだから、だから私は、公有あるいは国有は言いません。しかし、どうせ私権の圧迫になるんだから、地価対策の一環として、その市街化区域内の土地の取引は、民間業者の投機を許さぬというくらいは歯どめくらいは、私はできるのじゃないかと思うわけでありすが、たとえば、市街化区域になるだろうということを想定して、そうして土地を、あるいはデパート、最近には私有鉄道の会社あるいは土地ブローカーが、どんな買いあさることは自由なわけです。いままでは、農地を転用する場合に農地法第四條、第五條によつて宅地でなければ転用許可をしなかつたものが、四條、五條をはずすことになるんだから、今度は大っぴらに農地を、指定された市街化区域内の土地をどんな不動産会社が自由に買えることになるわけでありすが、そうすると、私

は、需給の関係が、投機のために土地がどんどん値上がりする危険性が非常に多いと思うわけでありすが、したがって、私は該区域における土地の取引、こういう投機の対象にするようなことは私はせめて禁止してもいい、公的な機関、つまり国やあるいは公共団体がこれを買って民間に売ると、こういう歯どめをしなればならんじやないかと、それぐらいのことはできるのじゃないかと思ふのですが、いかがですか。

○國務大臣(佐藤榮作君) ただいまの、土地が直接に利用される、こういう場合にはやはりその取引が目的がはっきりしておりますので、これについての判断はできます。しかしいま私権制度が設けられており、そういう意味でいまのプロカーの諸君が他に転売することが目的でそういう土地を取得する、これがたまたまのようない地価を騰貴させる元兇だ、かように私も考えます。したがって、これはいまのたいへんな問題は問題なんです。ここに私権の制限がこの辺まではたして可能なかどうか、さらに私はもっと検討する必要があります。いま沢田君が言われることも、私もよく理解できます。御承知のようにもう土地取引あるいは価格決定等につきましても、あるいは税制等につきましても、私権を保護しながらやはり私権の制限をいたしておる。ただ土地ブローカーについて、これを野放しだということについてはどうも納得がいかない、こういう点は私は検討の問題だろう、かように思っております。どうかまたひとつこういう点について御協力、御支援のほどをお願いいたします。

つ、先に伺つておきたいと思ふ。○國務大臣(佐藤榮作君) 基本的に総合開発計画というものをいま立てつつあります。しかしその基本的な問題も問題ですが、現実の問題としてほとんど都市が集中化されておる。その都市をそのままにしておいたらいいというものではない、したがって再開発とも取り組みつつ、国土の総合開発計画を立て、それを進めていく、かように考えております。

○田中一君 重点的に全国が都市化した場合は一体どうなるか、これはもう問題になりません、議論になりません。そこで従来の都市計画法の施行状態を見ますと、新しい開発というものの対しては、一応開発するためにその計画を持つということになっておつて、政治的な重点的なものとしては、既成市街地に対するところの開発、都市計画を施行して、いわゆる再開発的な改良を行なうというふうな気持ちが多分にあったわけでありすが、そこで今度の場合も、おそらく、私もそのほうの瀬谷委員からも質問があったと思ふすが、全国的な視野から見たところの都市のあり方というものの対しては、どこに重点の基本を置くかというところ、それはおそらく総理は、両方ともそれぞれの問題については解決するのだ、というような答弁になつておると思ふすが、私は都市化という現象は、ただ単にいわゆる大都会と称するところの、人間が大ぜい住んでおるところだけが都市化されればいいのだ、という考えは持たない。やはり格差をなくすために、小都市は小都市なりの都市計画が必要だろうと思ふのです。そうして、そこには新しい文化的な生活が営める社会というものが生まることが望ましいのであります。したがって、重点的にどこを指して求めているかという点を、もう一点伺いたいと思ふのであります。

○國務大臣(佐藤榮作君) ちょっと田中君のお話に私もピンとつかみにくいのですが、私にいま申し上げたいのは、日本の国土、これを見ますと過密現象があると同時に過疎現象がある。これは

形の上から、人口の移動の上からこういうものが
出てきている。しかしながら、過密をささへ、ま
た過疎を一応ささへているそれぞれの産業がある
わけであり、それだけの産業が構造の改善が
されていくと、過密も過疎もそうたいして苦にな
らない、かように思うわけであり、逆な言
い方をすれば、農業過疎現象から申しまして、い
わゆる農業地域——いままでのような農業経営な
ら、人がたくさん要りますけれども、これから非
常に近代化されてその構造改善が変わってけれ
ば、日本なりの大農組織に踏み切れないものでも
ないし、そうすると、これは人が減っていくのが
当然、しかしその場合においても、人口は減る
が、文化的な生活は地方においても十分享受でき
る、上下水道は整備される、あるいは電話は自由
に引けるというようなことになると、これはまあ
それでいいんだ、だが、過密、過疎の現象だとい
うなら、それに対応するもの、これはもう近代産
業としてそういう方向をたどっておるのですか
ら、すべてのものが近代産業になっていけば、そ
れに対応する、まあいっばいものができるんだ、私
はまあさように考えます。ところが、その過密の
場合に、その産業自身は高度化せられたが、公共
投資はこれにマッチしてない。そこに過密とし
ての非常な弊害がもし出されてくる。上下水道
は不足する、さらにまた道路も不足になる、こう
いうようなことで、交通機関が整備されてない。
すべて過密の弊害にたえられない。こういうよう
なこともなり、そして農村地域、この過疎のほ
うでは、いま必要な、いまいわれるような小都市
に必要な都市計画も立たないような、ほんとに疲
弊のどん底になる、こういうようなところにたく
さん問題があると、かように私は思います。した
が、いまして、いま御指摘になりました点は、私、
そういうように理解していいのか、あるいはまた
もうちょっと違うポイントのお話だったのか、そ
の点がはき違えておったのか、もう一度お尋ね
をいただきたいと思ひます。

○田中一君 一つの事例としてお話ししますがね。
三年になりますか、もう、いわゆる研究学園都市
を筑波山ろく、と申しますよりも、これは農地で
すね、これに対する新しい十七万都市というもの
をつくらうという計画をした。この計画は、た
だ単に土地の買収というのを住宅公団を通じて地
元を要請してという現状であって、何らその計
画というものは樹立されておらないわけだ。
今日十幾つかの各省庁が研究部門が向こうへ移ろ
うという、しかしながら、これはただ単にかけ声
だけである、具体性がないということも考えなけ
ればならない。その他、二年、三年、四年とたち
ますと、これは農民もあるいは地域の人もたも非
常に困窮するわけだ。ことに負担に耐えられな
いという現象が起きている。これは国が相当な投
資をするならいざ知らず、地方が負担する面のほ
うが大きいわけなんです。そしてまた、だれがど
ういう研究機関、学校は教育大学がずっととい
くというところ、それ、そういうもの、何ら計画的にでき
ておらぬという現状ですね。あなたは、もう総理
が一番よく知っていると。本件は閣議決定して
今日まで土地買収にかかっている。これらの点に
ついては、将来日本の行政機関として、地域開発
じゃなくて東京の過密状態を解消するというた
てまえで、穏やかな農村に対して侵入をする、無
法者になるわけだ。こういうものをどうお考えに
なりますか。またこういうようなことが今後とも
各所に生まれようとするのか、伺っておきたい。
○國務大臣(佐藤栄作君) この学園都市建設のね
らいといひますか、つまりアイデアは私はいっば
いなものだと思ひます。また私自身がかって科学技
術庁長官をいたしましたが、その際も、科学技術
庁が中心になりました。各省庁の関係を築き、そ
してこの学園都市建設に積極的に関与組んだのであ
ります。ただいまのところ、まあ用地がほとんど
買収が済んだんじゃないかと思ひます。具体的に
は二つばかりのものがあそこへ出ていくことに
なっている。とにかく計画はよかったが、実施が

たいへんおくれである。おくれるために社会問題
を起す、さらにこれが政治問題に発展する、こ
れはたいへんなことだと思ひます。しかし、私は
インドにおいても首都ニューデリー、ブラジリア
が建設されたり、そういうところは十分土地が広
いから日本と同様に考えられないにしても、そう
いう先例を見るにつけても、やはり皆さんのごひ
とも理解ある協力を得て、新産都市、また過密大
都市の負担が軽くなるように、ぜひとも御協力を
願いたいと思ひます。私はいまの計画自身は非常
に失敗だとは思っていません。しかし、まだま
だわれわれの計画したところが思ったとおりには
なかなかな進んでおらない。これと一方空航などい
ま建設しておりますが、空航などの公共投資の進
め方等を見ても、これはやはり何と云うても
地域住民はもろのことで、国民全部がこ
ういうことについて深い理解を持たないと、政府だ
けがひとり自分で構想はこれでいいのだというよ
うなことだけで進めたって、これは実を結ぶもの
ではないと思ひます。私はそういう意味で、さら
によりいい方向に進むべきではないかと思つてお
ります。
○鈴木一弘君 三問ばかり伺いたいと思ひます。
昨年の暮れ、総理が物価安定推進会議で、三Cよ
りもHをとるということで、住宅のための貯金をと
いうことを国民に言われたわけであり、どう
いう観点からそういう発言を言われたのか。この
三CとHと、この二つの部門の動きを見ますと、
昭和三十七年が一〇〇とすると、四十二年がカ
ラテレビが五六・二と下がっており、クレー
は七六・一、車は八三・三、そういう三種の神器
等もはつきり言えば値下がりをしていくわけだ
す。この調子でいけば、普通のサラリーマンで、
少し無理をすれば手が届くということになってき
たと思うのですが、住宅のいわゆる日のほりは、
建設労働者の賃金が一七八、住宅地の地価が一七
四、七、木造建築費が一三五・五、こういうふう
にウナギ登りになっている。その中でも地価に
ついての場合は五倍というような値段になって

いる、三十七年のときに三十年の五倍。こういう
ふうになっておるし、それから以後もいまの事例
のように、容赦なく上がっているのです。そうす
ると、住宅のための貯金をと言われても、こうい
うふうな高騰している状態では、これはどうい
う無理ではないか。いま一つは、民間による平面的
な開発ということとをどんどん進めるといふこと
になると、どうしても環境は悪くなる。あるいは都
市公害等の問題等も起きている。そうすると、土
地の高度利用が叫ばれて、いま政府がいろいろ考
えておるし、描いておる都市計画とか、あるいは
都市再開発というふうな、そういうふうな考え方
とも矛盾を生ずるような点も出てくるのではない
か、その点でひとつ総理はどういうふうにお考え
になっているか。一つにはそういう点から考へ
ると、公営住宅というものをかなり重点的にやら
ないと、せっかくの都市計画法ができて、かえつ
ておかしな方向にいくのではないかということが
考へられると思ひますが、その点についてのお考
えを伺いたい。
○國務大臣(佐藤栄作君) 鈴木君のいま言われる
ように、三CよりもHということは、民間にもさ
ような考え方と呼びかけますが、私どもも、政府
自身の姿勢といたしまして、公共投資、住宅投資
について、さらにもっと積極的な姿勢を示す。ま
あ住宅をつくることは、同時に道路をつくること
だし、上下水道を整備することだし、あるいは学
校、病院等もつくっていくなければならぬものだ
です。最近の団地等に見るように、そういう
積極的な姿勢が必要でござい。しかし何と申
しましても、数の多い国民の皆さまが、住宅問
題、こういうことに真剣に取り組んでいただかれ
て、そういうような姿勢で日常生活を取り組ん
でもらうと、私どもの政策も実を結ぶのだ、かよ
うに実は思ひます。一部におきましては、いわゆ
る昭和元祿というふうな言い方もしております
が、しかし、貯蓄性はなかなか高いのです。最
近の貯蓄の状況を見ますと、一部で消費も盛んだ
が貯蓄も進んでおります。したがって、そういう

意味では、国民の皆さんの方が、政府でいま時分これは何だ、3CよりHだと笑われるかも知れませんが、しかし、われわれは考え方をこの方向へ持っていくことは必要だと思います。私は最近の連休等から思いをいたしましたが、もっとレジャーを楽しむこともけっこうだが、とにかくこれで交通事故は起し、生命を失う、それよりもっとじみの生き方があるのではないだろうか、ときどき考えさせられるのです。そういうところから私のキャッチフレーズとすれば、3CよりもH、かように思います。しかし、これは国民に対するだけではございません、政府の考え方もやはりそちらにいかないとけないのではないかと。いわゆる3Cは、政府の場合はこれは産業開発につながるのです。私こういう話をいたしましたら、ある自動車会社から、総理はああいうことを言わないようにしてください、せつかく売れるようになったのに、どうも少し手を引くようです。こう言つてしかられましたが、しかし、やはり産業ばかりに力を入れるよりも、住宅に力を入れる、また政府の姿勢にもつながる、国民の皆さんもその点を理解していただきたい、かように思います。

○鈴木一弘君 いまの総理の答弁からは、国民は何となくぜいたくをしているような印象を受けるんです。そういうような印象で総理が臨まれるということは、あまり好ましいことではない。できる限り国民の生活を向上させる方向で努力してもらいたいと思います。

次の問題は、地価の市場価格の基準の問題です。これがいまのところオーソライズされている価格は、いわゆる不動産鑑定者が定める鑑定の評価額、税務署が相続税をかけるための評価額、それから地方公共団体が固定資産税をかけるための評価額、法務省関係の登記所の土地台帳の価額というようにいろいろあるわけです。この鑑定の評価額が一〇〇とすると、相続税の評価額が七五であり、固定資産税の評価額は五〇である、土地台帳はそれ以下である、市場価額は鑑定の評価額以上である、非常にこういうまちまちになつてい

る。少なくとも公的機関の評価額ぐらいは統一できないのか、相続税と固定資産税の評価額と違つていふところでは話にならない、そういう点についてはお考えをお持ちじやございませんか。

○国務大臣(佐藤栄作君) これはたいへんな実は大変な問題でございます。これは負担の問題とつながる。いま地方自治体の税収入が減つていふと言われますと、これは評価がえすれば直ちにふえる、そのことは国民に対してたいへんな負担を課すことにもなります。したがって、ただ一部で物価に影響するといふ、そういう意味からこの点を取り組んでもなかなか解決はできない。これもちろん大蔵当局にしても自治省当局においても、これが重大な問題だといふので、ただいま真剣に検討しております。財政制度審議会等におきまして、これと取り組まなきゃならないということでも検討いたしておりますから、これらの専門家の意見に、その研究の結果に待ちまして、しかる上で結論を出したい。確かに鈴木君が御指摘のように、たゞいまの評価は古い時代の評価でございますから、現状から見ますというところが当たらない。いかに苦しい問題、重大な問題でも、これをほつておくわけにはいかない、かように思いますので、税制調査会のどういふ結論を出してきますか、結論をひとつ持つて善処したいと思ひます。

○鈴木一弘君 先ほど公共事業云々のことを言われたのですが、そういう公共事業関係ですが道路の問題、それから上下水道、交通、こういうのがおのの独自の立場から五カ年計画が策定されておる。均衡のとれた都市の発展とか公共の福祉というのをはかろうと、こう考えていったときには、そういう公共事業の投資の実態、そういうものに合わせ一本化してやつていかないと、ちぐはぐな発展等があれば、これはかえつていろいろの計画等がぐずれていくわけです。そういう公共施設整備の五カ年計画というふうな構想、そういうふうに策定し直したほうがよろしいんではないか、こういうふうに考えられるわけなんです。そういう

う点についてはどうお考えですか。

○国務大臣(佐藤栄作君) それぞれ道路計画あるいは河川改修計画、あるいは治水計画等々の五カ年計画ございますけれども、これはいわゆる社会経済発展計画、そういうものの中にそれぞれの計画が織り込んであります。したがって、いま別々に立てられていると、その結果ばらばらだと、こういうものではございません。やっぱり基本的には社会経済発展計画というものをもち、それに基づいてそれぞれの五カ年計画を、河川、道路とかあるいは港湾など、それぞれのものがやっぱり関連をしておる、かように御了承いただきたいと思ひます。先ほども申しましたように、国土総合開発計画を立てます。これが基準にはなるだろうと思ひます。さらにまた、二十年後の日本がどうなるだろうか、こういうふうな長期計画、長期ビジョンをひとつ持つような、そういう計画を進めております。したがって、形はいかにもばらばらのようだが、やはりそこにはつながるものがある、かように御理解をいただきたいと思ひます。

○片山武夫君 二つ三つ御質問申し上げたいと思ひます。

都市計画法案をつくるにあたりまして、私もこの法案が確かに出されている時期としては、おそいきらいがあると思ひます。この都市計画法案の問題以前の問題が山積しているように実には思ひます。まずそれは地価の問題であるいは人口問題、こういったような問題がいまだに解決されないまま、この都市計画法案がたとえは立案されても、なかなかその効果があらならないのじゃないか、こういう考えがするわけであり

ます。特に御承知のように都心に集まってくる人は、いわゆる若年層、学校を卒業したての人が非常に多いと思ひます。そうしてその人は将来家庭を持つ、したがって、人口がさらにふえていく、こういう悪循環を来して行く。これに目をふさいだのでは、都市計画はなかなか成り立たない、かような気がするわけであります。当然工場用地であるとか、あるいは産業用地であるとか、そういった

ようなものの方針が確立されておれば、いまにわかにこの法案を通さなくてもよいのではないかとと思われる節があるのであります。したがって、過去においてこういったような問題を十分に認識して都市の過密と農山村の過疎、この現象、これはおそらくそのとおり恒久的に継続していく傾向があるかと思ひます。この根本策を何とか立てなければならぬと思ひますが、まず人口問題についてどういふ見解を持っておられるか、お尋ねをしたいと思ひます。

○国務大臣(佐藤栄作君) 人口問題は、国の政治の上において一番大事な問題であります。ことに最近のように人口の増加率が下がる、そういう形に生きをする、人口構造が老齢化する、そういう形にありますが、この問題をいかに取り組むか、これはたいへんな問題でございます。政府におきましては、それぞれ専門家の意見を徴しまして、人口の老齢化に対応して処置をとる。したがって労働省あたりでも再就職等について特別なふうをする、これがやはり人口老齢化に対する対策だと思ひます。また厚生省におきましても、老人対策に特に力を入れる、これも一つの問題でございます。いわゆる児童対策はわりにできておるけれども、これに対応して老人対策はなかなかできていない。ことに家庭が核化する今日の現象から、どういふようなことから、この人口問題はいわゆる産めよやせよという意味ではない、別な意味を持った重大なるたゞいまは転機に当面している、かように私は思つております。

○片山武夫君 ちょっと質問のしかたが悪かったと思ひますが、先ほど私の申し上げましたのは、いわゆる都市に多く人が集まってくる、そういうふうないわゆる都市計画上の人口の流動という問題を取り上げて御質問申し上げたのですが、そういうことについてこれはいま言った工場用地であるとか、あるいは産業用地とか、そういったようなものの配置について根本的に考えていかなければならぬ。そのことがおろそかになつてい

ではないかと実はお尋ねしたわけですが、次に時間がいよいよから質問に移りますけれども、そういったような問題に關連しまして、この都市計画を実施いたしますと、いわゆる市街化区域あるいは調整区域、こういうものが設定されていくわけなんです、過去の経験を見ますと、いわゆる都市周辺の人口が増加していくにつれて都市周辺に住宅が流れていく、ところが都市周辺の地価が非常に高くなるために、一つ置いた外回りに住宅が移動していくような傾向があったことは、すでに御承知だと思つたのです。そういうことがこの市街化区域あるいは調整区域を設定することによって、安いほうからよるからその他の地域に住宅を求め、いわゆる都市化というこの基本的な構想がはたす結果に終わってしまうのではないかと、という心配を私するわけでありすけれども、それについての何か具体的な救済策といひますか、地価が上がるにそつと一つのその地域の中に都市がつけられるようないわゆる政策があるのかどうか、ということがまず私心配になるわけなんです。再度お聞きしますが、結局その地域にむける住宅が集まらないで、そのほかに住宅を求めるといふ傾向があらわれるのではないかと、そういうことを阻止する何らかの手があるかどうか、ということをお聞きしたいわけなんです。

○国務大臣(佐藤榮作君) 先ほどの人口問題、たいへん私はきいて申しわけございませんでした。いわゆる過密現象を何か押える方法はないか。まあそれが都市分散、産業分散、そういうような方法だと思ひます。そういう意味合いでのいろいろ指導をしてまいりました。しかしなかなか思うように成果をあげていない、というのが現状であります。またこのたびも住宅地域さらに調整区域等々を設けまして、はたしてこれで効果をあげるかどうか、いま言われたような心配の点がございいます。過去の新産都市の建設の場合、あるいは工業整備地域等の指定を受けたところ、そういうところでは土地の値上がりをして、そのためになかなか工場が出ていかない、こういうような悪い結果が生じておりますから、今回のこの催しはたして成果をあげるかどうか、そこに疑問なきを得ないと思ひます。

そこで、私は先ほどもちょっとお答えしたのでありますが、この種の政府の施策については、国民の御理解が一番大事だと思つたのです。一番必要なことだと思ひます。また住宅そのもののいたしまつと、これはやはり交通機関、上下水道、これは基礎になるものですから、そういう公共投資が先行的に行なわれるとたいへんいいのですけれども、そういうことが同時にまた地価を上げる、こういうような結果にもなるだろう。これはしばらく実施をしてみまして、そして弊害がどういふうに起こるか、またこの実施の成果がどういふか、その辺をさらに検討していかなければならぬ、かように考えております。

○片山武夫君 この都市計画法と今度都市再開発法が出されておるのでありますが、この都市再開発法も非常に重要な内容を持つておると思ふのでありますが、これは私は、都市の再開発が行なわれ、さらに都市計画法が進められる、むしろ重点は都市再開発のほうにおかるべきではないか、という実情は気がするわけでありすけれども、総理はその点にいかにお考えになっておられますか。

○国務大臣(佐藤榮作君) 私はやはり基本的にはたゞいまの都市計画法、そのほうの考え方が本筋だと思ひます。しかし現実の問題では、やはり何といつても過密化がどんどん進んでおりますから、都市再開発もやらなきゃならぬ、さように考えまして、やはり並行してやるべきだと、かように思つております。

○片山武夫君 私は並行してやられることはけっこうだと思つたのですが、財源に制限がある、かように考えるわけでありす。特に都市計画法実施にあたりまして、これが通れば来年度には相当予算を組まなければならぬ、こういう裏づけが私は必要になつてくると思つたわけでありすけれども、これは十分に予算の裏づけについても、きのう参

考人からいろいろ意見がありました、また要望もありました。そういったような点について十分に考慮する決意があるのかどうか、さらにそれをお伺ひいたしました、私の質問を終わります。

○国務大臣(佐藤榮作君) とにかくいままでの都市の場合に、計画に沿つて都市が拡大されたならばたいへんよかったらうと、かように思つたことが多々あります。ところが、いままでの都市は自由にかつて、自然にまかして、したがつてこれがどうも計画があつたらうと変つたらう、こういうようなことが悔まれるようなものがあります。それが道路の整備であつたり、あるいは上下水道の整備であつたり、幾つもあるわけでありす。したがういふ、いわゆる貧乏長屋の建て増しというふうな批判を受けないよう、やはり計画の対策を進めていくということが、私は必要だろつと思ひます。さうに考えますと、やはり予算的措置が必要だらう、かようになりす。しかし、たゞいまもたいへん御理解のあるお話を伺ひましたが、これはもう必要だからといつて、何もかも政府自身が負担するといふものじゃございませ

ん。この負担は全部国民の負担でありますから、そういう点で国民の負担に相応してそうして改善をはかつていく、こういうことで進めていきたいと、かように思ひます。とにかくやりたいことは山ほどありますけれども、それをあまり急激にいたしますと、とんでもないことになるだらうと、かように思ひます。

○春日正一君 総理に基本的な点だけお聞きしておきたいんですけれども、先ほど来議論になつておる人口の都市への集中の問題ですね。これはスプロール現象その他の都市問題の一番大きな根底になつておると思つておるけれども、全国的に見ても大体東海道メガポリスというか、太平洋ベルト地帯というか、そこにずっと集中する傾向がありますし、それから各県で見ても、大体その県の中心の都市に集中する。そして農村といつても特に山村地帯ですね、これはほとんど離農していわゆるさびれていつておる。だから投網を投げ

ぐつと引つぱつたように、ぐつと集まつてきてして一方は荒されつぱなしという、そういう現象になつておるわけでありすけれども、都市計画をきちんとやつていく上では、この人口集中の速度なり規模なり、そういう見通しをはつきりさせないと計画は成り立たない、と思つておるわけでありす。政府として、大体今後十年ぐらゐの間をとつてみてどのくらい集中がされるか、そういう見通しをひとつ開かしていただきたい。

○国務大臣(佐藤榮作君) いま突然見通しが十年後どうなるかと言われまして、この席ですぐ答えるわけにもいきません。私も材料を持つておりません。しかしたゞいま言われまふように、自然にまかした場合には、やっぱりいまの文化そのものが都市集中の形をしておりすから、都市に住まないようにと言つても、都市のほうに住みいじやないかといふことでどんどん集まつてくる。産業自身も地方に出ていつたらうかと、かように申しましたも、どうも産業自身も都市のほうに電力にしてもまた求人にしても何にしても集ま、これは自然にまかせばさういふことになる。しかしこれを国家の強権を用いて、もう退職した老人は全部いなかにお帰らなさい、そんな乱暴なことはできない。また山村におきまして、山の中に小さな部落があらちちちにある、もうそんな五軒や十軒の部落は残すわけにはいかないから、その山から出てもう少しいい個所に部落形成をし、五十軒以上でなければ部落としての扱いをせぬ、こういうわけにもいかないと思ふ。だからさういふいわゆる人権が尊重され、そして文化的な生活が営めるようにする、これは政府に課せられた政治課題でございますから、さういふ方向で政府は努力していかなければならぬ。でありますから、たとえば過疎の地域について考えれば、これはまあ私はおそくこれからだんだん指導して山の中に五軒、三軒といふふうに残らないで、もつと一カ所に集まるように指導を必ずすると思ひます。そういう場合に、やはり土地を造成するとか、あるいは道路をつくるとか、学校の便宜をは

かるとか等々の地域計画が進められ、また道路計画が進んで、そうして工場誘致されれば、案に自分のうちからそこに通えるようになる、こういうものが必ずこれから進んでいくだろう。また農業や林業にいたしましても、いまのような農業や林業でなくって、りっぱな産業としての農業、りっぱな産業としての林業、一人立ちのできるように近代化、組織化が進んでいくだろう、かように思います。またそうしなければならぬ。また都市におきましてもこれより以上ふえちゃ困る、かように思いますが、施設そのものがよくなくなっていく。ことに非常にわかりにくいことは、人がたくさん集まれば税金もたくさん入ってくる、人が集まらなければ税金は入らない。そういう現象ですから、税金の入れない所はさびれていくことは当然である。また都市では税金が入ってくるから負担はだんだん軽くなる、こういうような現象もあるわけです。また、政府自身がそういうことで公共投資をする。だからさういふ都市に住んだほうが楽だということになる。だからさういふことのないように、先ほども申したように、総合開発計画を立てて、そうして均衡のとれた発展計画、開発計画を立てる。そうすると、やはり都市ばかりに集中するとか、過疎現象ができるとか、こういうことが少なくなるだろう、ある程度それにブレーキをかけることができる、かように実は思うのであります。ただいまは総合開発計画、これをたよりにして、その方向へ皆さんの協力を求めるということにしたい、かように思います。

○春日正一君 その問題はそれだけにしておきます。それで、あともう一つ、公害対策の問題ですね。時間がないようですから、私一度にまとめて聞きますから、総理、よく聞き取ってまとめた答弁をお願いしたいと思ふんです。都市公害は放置できないような深刻な状態になっておりますけれども、特に四日市の場合を見れば、以前からあすこに民家のある近くに石油コンビナートがつくられて、その結果、公害のために住民がおん出されな

ければならぬというような状態になっております。これは今後の都市計画にとって非常に重要な教訓を与えておると思ふんですけれども、政府はこの問題から何を学んで、今後どうしようとしておられるか、この点が一点ですね。それから大気汚染防止法というのでできたのですけれども、この地域ごとの排出基準はこの法律で定めることになっておりますけれども、たとえば亜硫酸ガスを最も多く排出する火力発電所が、この法律の規制の対象からはずされていく。だから四日市の場合でいいますと、中部電力の二つの火力発電所から出される亜硫酸ガスが全体の六割を占めていられると言われておるのに、これが規制からはずされていられるので、現在の深刻なあすこのガスの公害というやうなものが解決はばまれている、こういう状態になっているのですね。そこで私どもの考え方を言えば、公害をほんとうになくそうとするならば、やはり工場、火力発電所、自動車などの公害発生源に企業の責任で汚染防止装置をつけさせて、公害の発生をその源において防止するようにするということが必要だろう。もちろん中小企業の場合には、国が資金的なめんどうを見なければならないことをしなければならぬと思ふますけれども、同時に大都市や工場地帯、工場周辺などことに公害の多い所は、地域を対象にした厳格な環境基準をきめて、この基準をこえる場合には、その地域内の企業の一部の操業停止をさせるというやうな強い処置をとらなければ、結局この公害の問題は解決しないんじゃないかと、こう思ふんですけれども、総理はこの点についてどう考えておいでになるか、この点お聞きしたいと思います。

○國務大臣(佐藤栄作君) 都市集中あるいは工場化の結果、ただいま公害の問題が実はたいへんな問題でございまして。ことに四日市の場合などを見ますと、四日市の町のあのそばに工場ができたといひますか、あすこで公害が特に発生してみんな困っている。ほとんど、この小さな町も、周囲は全部工場化して、一カ所ならまだ風の方で季節的

には公害を受けなくても済むということがあるやうですが、ああいうやうな小さな都市でまわりが全部工場であつて、煤煙を出している、これでは救えないということだと思ひます。そこで都市を開発する場合に、計画的にやればこういうやうな四日市のようなことはないのだ、これが私どもが四日市公害から学んだものでありますし、今回どうして、都市計画法などもそういう意味においして、私は利用計画を立てるといふやうな場合に、やはり問題になるのだと思ひます。将来起こる公害を除去する、こういう方向でもやはり役立つのだと思ひます。

それからその次に大気汚染についてのお尋ねでございまして、公害防止基本法、その趣旨によりまして、それそれたたい大気汚染防止法、もう一つは騒音防止法、これはちょうどいま国会に提案されて御審議を受けている最中でありまして。その中にたたいいまの発電所は一体入っております。なか、こういうおしかりでございますが、発電所の関係は電気事業法の方でこれを制限を加える、こういうことでありますので、この大気汚染防止法、それから除いてあります。けれども、その趣旨は、同じやうな制限を受けるということになりますから、たたいいまのやうな大事な電気、発電所が除外されて優遇されている、こういうことではないのですから、誤解のないやうにお願いしたい。

それから先ほど緑地帯を設ける等々について、これはもう建設省も指導的役割りを果たしつつありますし、また最近千葉県下にある工場地帯におきまして、ある一定の緑地帯を設ける、こういうやうなことをしております。自治体等も公害について最近はその真剣に取り組みつつある。かように思ひますから、かつての不感症からさういふ点は正されている。こういうやうに私は考えます。

○相澤重明君 私ども二、三総理にお尋ねしたいのですが、都市計画法の目的あるいは基本理念を讀ましていただくと、まことにけっこうなことです。しかしこれは簡単に言えば国土総合開発の中の一つを進むものだと思ふのです。さういふことで、先ほどから各委員からも質疑がありましたが、都市計画をやる場合に、既成市街地の計画を推し進めるか、あるいは新たに都市計画を持つとかいう問題点があると思ふのです。さういふ点では先ほど総理からも御答弁のあった既成市街地については、都市再開発ということがやはりあわせて行なわれなければ、現在の都市過密化というものは解消できない。さういふ点はいままで総理も、いやというほど言われたかもしれないが、いままで自民党としても、解決のできないことをすいぶんよくやつた。さういふ点では、やはり野党の言うことも、少数の意見も尊重しながら、国会では法律をつくって、これを實現することでありまして、さういふ国民のためのいよゆるあり方をこの政策として實現するわけでありまして、さういふ点には勇断をもって私は進んでまいりたいと思ふ。

その意味で一つ聞いておきたいことは、現在の都道府県というものの行政区画ですね、これをその形のままに進めておいて、都市計画というわけには進めていくのかどうか、さういふ点は、どういふやうに総理としてはお考えになつておるか。いわゆる広域行政というやうなものを、お考えになつて、たとえばこの法案の中にある、二以上にまたがるものについては、建設大臣の権限、指示と、さういふやうなこともお考えになつておるか。まあ基本的な都道府県行政区画というものをどう考えておるか。

それからいま一つは、市町村が、本来ならば、いわゆる住民の意思を一番代表するものなんですから、ですから、行政の一番の第一線というものは市町村にある、さういふわけは理解しておるわけでありまして、その市町村の中でも政令指定都市というのがあるわけですね。これは、都道府県知事とほぼ同じ権限を持つやうになつておるやうであります。いままでの政令指定都市といへども、さらにそれ以外の都市といへども、非常な人

済企画局が扱うのがいいか、それとも公害というものを取り上げて、この問題にしばってひとつ専門省をつくると、こういうようなこともお考えになつてはどうか、ということをお私にひとつお答えをいただきたいと思うのです。とてもじゃないけれども、この法律の中にもありますね、昨日も質疑がありましたけれども、意見がありましたけれども、たとえば法案二十三条の中に農林大臣とは協議をするが、運輸大臣と通産大臣には意見を聞く、それから今度は厚生大臣には意見を聞く、ともあるなというような、こういうことで都市計画をやるなということ、私はおそらくこの条文をつくるのは、確かにこの序列をつくつたというようなものです、これは。しかし、これはほんとうの意味じゃないと思うのです。都市計画をやるには、やはり住民のことを考えた都市計画を進めていくべきであつて、そうするならば、その公害問題等も含めたことも重点に入れていけば、私は厚生大臣の意見を聞くことがあるなということじゃなくて、やはりそういう関係者は協議をする、そのくらいの熱意を持つてほしい。

次には、都市計画の中で心配なのは、御承知のように米軍の基地があるわけです。私のまわりではそういう点ではたいへんなんです。先月三十日も総理に洲野辺キャンプの問題で陳情いたしました、が、どうかベトナムと平和の問題も進んでおりますから、基地をできるだけやはり日本側に返してもらふということをお合同委員会の中で、どうしても残さなければいけないものはこれはやむを得ないですから、そういう点で基地の返還、電波障害なんというものを数多く全国に指定をするなんということは、私はやるべきではない。で、防衛庁、施設庁はすでに調査をこしも行なおうとしておりますが、最小限度のものを私は考えるべきであつて、いま合同委員会では十二カ所ですか、言われておるようなものは、私は、やっぱり神経質にならぬほうがいいと。こういう点をどうお考えになつておるか。

それから、本牧の米軍住宅の移転を、A号住宅

の移転を三十九年、当時大蔵大臣だった田中さんと相談をしてこれはきまつておるわけですね。いまだに手がついていない。聞けば、おとこの建設委員会での施設庁の答弁では、米軍側がどうの、日本側がどうの、土地がどうのというようなことである。これはやっぱり都市計画に非常な支障を来たす、こういうことをひとつ、きまつた以上はできるだけそれを実行してもらふ、それだけのひとつお考えをお願いしたい。

最後に、時間ありませんから、最後にひとつお願いしたいのは、東京湾の開発についてどうか。これは、建設省は五カ年計画で道路整備等についても調査を進めておるようであり、いま都市計画の中の最重要点は、この首都圏にあるところの問題だと思ふのです。私は、この首都圏の中で東京湾開発を行なうことが、まず背後地における各都道府県の問題点を解消することになる。この開発が行なわれるならば、経済界の諸君は、十兆円に及ぶ利潤をこれのためにあげることができると、こう言っているのです。そういう意味で、ぜひひとつ東京湾の開発について、われわれ首都圏内における都道府県の強い要望でもあるし、ぜひ総理として、建設省が調査の段階だけでなく、来年度予算をつけて、ひとつこれは実行に入ってもらいたい。このことは、おそらく総理に質問するのは、この国会で私は最後の質問ですから、少し長くなりましたが、総理のひとつ力ある御答弁をいただいて、私は終わりたいと思います。

○国務大臣(佐藤栄作君) ただいま、企業優先が人命尊重かと、こういうところから説き起こし、所信を述べられ、最後は東京湾の開発まで、大問題にまで発展したのであります。

そこで、まず第一の問題について申し上げますが、最近の工場災害、あるいは炭鉱災害等々が頻発しておる。それについても昨日も参議院の本会議でお答えしたのでありますが、私は、経済発展、その利益は必ず国民、人間に返すのだ、人間を無視して、人を無視して、それで何の産業発展ぞや

と実は言いたいのではありません。でありますから、ここには人命尊重が企業優先かというような、そういう対立関係はもちろんないのである。人命尊重がゆえに企業を興くすというところで、企業の整備には基本的には人命尊重、人間尊重、そういうものでなければならぬ。だから、たとえば保安であるとか、あるいは公害であるとか、こういうようなものが起こるようでは、産業は成立する基礎的な条件を欠いておるということに、実はなるのであります。そこで、申すまでもないことですが、かように考えますと、生産行政というものとその保安行政、これは一体であることは当然であります。その保安行政は、公害を防止する、それで初めて生産が立つのです。その基礎的な条件でありますから、そういう意味で生産行政と保安行政、あるいは公害防止行政、これは一体のものである、かように御理解をいただきたいと思ひます。そういう意味で、たまたまの公害防止基本法の趣旨が立つのであります。したがって、私は公害防止について専門の役所をつくれと言われたことには、私は反対なんであり、生産を担当して

いる者が、生産の基礎になる、基盤になるところの公害を排除する、また人命を尊重する、それに徹して生産計画を立ててもらいたい、かように思ひます。そこで相澤君もかつて官庁におられたからよく御承知のことだと思ひますが、一番官庁で悪いところは、なわ張り争い、権限争い、特権がって公害基本法の制定にあたりまして、特権を相互に侵さない法律をつくつたわけであり、そうしてあまり共管——まあ二つ以上の役所が関係することは能率が阻害されますから、そういう共管制度を設けないようにする、こういうところでもうふうをしたのであります。したがってその書き方が、ものによつてはただ意見を聞くといっている、あるいは協議するといふようなものと、意見を徴するものと二つに書き分けてあります。これは共管を設けないようにして、そうして能率的な処理をしよう、こういうことであります。先ほど春日君からもお尋ねがありましたように

に、たとえば電気関係、電気事業はこの法律にはよらない、生産手段を、生産行政を担当する電気事業法のほうで公害の防止の処置をとる、こういうような処置をとつたわけであり、したがって、私はこの役所でもっと実態を了承して、理解して、そうして徹底すれば、いまのような企業優先が人命尊重が優先かというような、そういうような疑問を持たれるというようなことはないように思ひます。これはぜひともたまたま申し上げたようにしたいのであります。

そこでイタイイタイ病についての処置もはつきりしてまいりました。また原潜の問題につきましても、ただいま原因を明白にする、これを探究して、そうしてみんなが納得のいくようにしよう、これに最善の努力を尽くしているわけであり、またこれが結論が出ないうちに、原潜が入るといふことについては、私どもは十分災害を起ささない保証を必要とする、かように私は考えますので、これらについては、さらに関係当局におきまして掘り下げて検討するつもりであります。

そこで米軍基地についてのお話もございました。まあ日本の場合は日米安全保障条約はござい、ますけれども、不用品基地はほとんど返してもらふという方向でなければならぬ、最小限度この基地は必要だ、これは相澤君も私も別に変わった考え方であるわけではございません。そうして、ま問題になりました電波障害の問題であります。これにつきましては皆さんから陳情も受けました。また分科会におきましてもこの問題を取り組んでおります。したがって、電波障害が起らないようにするつもりでござい、ますけれども、もしも電波障害が起りましても、地域開発には支障を来たさない、そういう処置をとらう、こういうことでござい、ますので、これは近く解決がつくだろう、かように思ひます。

また本牧の住宅についてもいろいろ経過等お話しございましたが、これは確かに都市計画の施行に支障がありますので、いまの協議を早く進めて、そうして結論を出すようにしたい、たまたま日米間で協議中であり、ます。

最後の東京湾の開発は、これはたいへん重大な問題だと思ひます。しかしこの問題については、政府もまた民間におきましても、これに積極的に協力して、たまたま鋭意結論を出すように、それぞれ検討しておられるようであり、ます。私どももこれはたいへん問題だと思ひ、ますので、この東京湾の開発と真剣に取り組むつもりでござい、ます。

○委員長(藤田進君) 総理大臣の出席予定時間もはるかに超過いたしました、最後に当面緊急かつ重要な問題について、私から二点お伺いしておきたいと思ひます。

今朝の大地震によりまして相当な被害が出て、被害地では交通途絶が広範に起こつておるということであり、ます。いづれ、当委員会は引き続き建設大臣からも中間の御報告があるかと思ひ、ます。が、長野あるいは先般米の九州、加えて今朝の大地震といふことでござい、ます。が、総合予算といふようなことではありますけれども、この際そういった不慮の事態に備えるについては、緊急にかつ内容的にも、やはり重点的に行なう必要があらうかと思ひ、ます。その点に対する、せっかく御出席いただいておりますから、御所信を伺いたいと思ひ、ます。

それから第二点目は、景気調整ということで、予算執行の繰り延べが問題になり、これがすぐ治山あるいは治水、さらに道路等の公共投資に手がかけられる。ことしの予算の伸び率は非常に悪いものですから、私どもの考えでは、こういういわば社会開発、公共投資にすぐ大蔵省は手をかけようとする点については、少し検討を要するのではなからうか、これは総理が、やはりその所信を政策に具現する以外にはないのではないだろうかと思ひ、ます。ですので四月以降の予算執行繰り延べが問題になっております。この二点について御所信と対策をお伺いしたいと思ひ、ます。

○国務大臣(佐藤榮作君) 今朝の地震、まだ詳細は聞けませんけれども、ただいままで中間的な報告では、青森県下倒壊家屋、さらにまた津波等も発生している。たいへん最近にない大きな地震でございまして、したがって、これについてのさらに詳細は、後ほど建設大臣からお話があるかと思ひます。たいへんな地震のように思ひます。ただいま御指摘になりましたように、災害に必要な処置につきましては、予備費等におきまして、さつそくまかなうようにいたしたい。したがって、地域の災害救済地等における諸事業を遂行する上に支障を来さないように処置するつもりでございします。かように万全の対策を行なうつもりでございします。

また、もう一つの問題についてでございますが、この景気調整というよりも、いわゆる春闘による給与の問題、いわゆる三公社五現業の処置、まあ中裁でこの処置をいかに処理するかというのがたまたまの問題であります。そういう場合におきましては御指摘になりましたように、公共事業の繰り延べ等を必要とするのではないかと、そしてそういうものが簡単に繰り延べられては困る。必要な公共事業はぜひとも成立するように、幾ら予算の総合主義をとったといえども、軽々に処断をつけないように、こういう御注意でございます。私もこの景気調整や、あるいは給与の改定等によって生ずる所要の財源の確保につきましては、万全を期する意味で、ただいまいろいろ検討中でございます。景気調整のほうはやや違つておりますが、このほうはまだ予算の執行を抑制するといふような考え方、ただいま持つておりません。必要なものは給与の問題、これにこと欠かないように出すつもりでございます。

○国務大臣(保利茂君) ただいま委員長から御発言がございました今朝の東北、北海道をおそつております地震の情報につきまして、まだ詳細は調査中でございますから、明白ではございませんが、一応十一時現在の河川局防災課に入手しております情報、並びに十二時現在で入手いたしましたお

ります情報につきまして、そのまま御報告を申し上げたいと思ひます。

発生は今朝九時四十九分ごろであります。震源地は十勝沖と推定されます。各地の震度は、函館、苫小牧六、浦河、盛岡、八戸五、鶴岡、秋田、小名浜、宮古、石巻、帯広、釧路四、仙台、山形、東京三、津波警報が十時七分に出ております。北海道、東北の太平洋岸二メートル程度である。正午ごろが危険である。

被害状況は、青森県、北海道、いずれも電話が不通であります。青森市は全市停電、死者二名が出た模様であります。八戸市七十戸倒壊、火災が発生している模様であります。国道四号線は五戸地区で不通になっております。これが十一時現在でございします。

十二時に入っております情報では、震源地は函館沖四十キロメートル、マグニチュード七・八、ちなみに関東大震災が七・九、新潟地震が七・九、えびの地震が六・一であります。各地の震度は函館、苫小牧六、浦河、盛岡、八戸五、鶴岡、秋田、小名浜、宮古、石巻、帯広、釧路四、仙台、山形、東京三、津波警報は先ほど申し上げたとおりであります。

被害状況は、北海道、電話が不通であります。国鉄室蘭本線の道床が一部陥没をいたしております。函館機橋一部使用不能になっております。苫小牧市は全市停電であります。函館大学四階建校舎に破損が起きている模様であります。函館市はガス漏れのためにガスを送るのを中止いたしております。青森県は、青森市民家一倒壊、負傷一、電話不通、火災発生は八戸、青森、三沢、野辺地、八戸市は先ほど申し上げましたように七十戸倒壊の模様、三沢市は火災発生、函館、国鉄浅虫トンネル破損、東北本線はたまたま不通であります。国道四号線は山内路線橋ジョイント十センチ陥没、清水川一狩場沢間道路半分決壊、延長は不明、三戸町一茅時、青岩橋付近で延長百メートル陥没、七号線は目下異常なし、百一十号線大しやが路線橋が亀裂を生じております。青森一十和田、

県道、妙見橋沈下不通、陸奥市役所倒壊の模様である。陸奥合同庁舎、青森県庁に亀裂を生じております。なお千歳、三沢空航は閉鎖されております。金石、宮古には避難命令が発令されております。おそらく津波の危険を予想されていることであると考へられます。

以上のような、ただいままだ正確ではございませんけれども、先ほど来総理府のほうと連絡をとりまして、建設省といたしましては、河川局次長外四名を現地に急派せしめました。なお、総理府と打ち合わせの上、総合調査団が結成されますれば、建設省といたしましては、道路局、住宅局等を中心にして、調査団を現地に参加させたい、かように考へておる次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○委員長(藤田進君) ちょっと速記とめて。

○委員長(藤田進君) 速記起こして。

○春日正一君 初めに、ただいまの御報告聞きまして、相当被害が大きいし広範囲にわたつておるようです。この被害を受けた方々に対して、私は心からお見舞い申し上げますと同時に、共産党としても党の力でできるだけ被災者の救援あるいは災害の復旧のために努力するつもりでありますけれども、政府としても災害の復旧、被災者の救済に万全の処置をとっていただきたい、このことを要望して、都市計画法の質問に入ります。

最初に、今度の都市計画法をつくらにやならなくなつた、つまりいままでずっと都市計画法があつてやつてきて、それがうまくいかなかつた、今度都市計画法をつくらなければならなくなつたその理由ですね、そこを説明してほしいんです。

○国務大臣(保利茂君) 先ほど総理との質疑応答にも明らかにされておりますように、とにかく急激な日本の国勢変動と申しますか、経済発展の過程におきまして、人口、産業の異常な都市集中が

行なわれている。そこで、住宅問題が起るし、公害問題が起る。そういうふうな、しかも住宅にいたしましては、なかなか地価が上がつてくる、そうすると一般の大衆が、勤労大衆が中で家を建てようとしても土地が得られない。通勤に非常に無理があつたところへ、それだけの余裕がある方は、何とかくめんとされて家を建てられる。家を建てたが道路もなければ水道もない、というふうないわゆるスプロール化でございします。そこで、そういうところにも、しかし人が住めば道をつくらなければならぬ、用排水もしなければならぬということに追つかけて、公共投資が引きずられて追つかけるを得ない。そういうことでなしに、とにかく一つの大体今日の趨勢、今日の経過と今後の少なくとも十年ぐらひを見通した趨勢をつかんで、おおよそその地域は十年ぐらひではこのくらいの人々が住む、このくらいの工業が持たれるというのを秩序立てて、そして住みよい国民の町づくりを国民自身の手によつてつくり上げていく。こういうこと、ということが基本のねらい。いろいろこの計画法案が立案せられるまでにはいろいろな計画が行なわれて、非常に貴重な意見が積み重ねられて、そういうこと、たいへん、幾らかきのうあたりの公聴会での御意見でも、皆さんから言われますことは、おそきに失しておるというふうなことでございしますけれども、それじゃおそきに失しているからやらぬでいいのかというわけにはまいりませんので、したがって、そういうことで今後の国土利用という日本の経済の推移を見て、国民生活の推移を見て十年ぐらひの姿を取りつかんで、そして秩序ある町づくりをいたすような基盤をここにつくり上げたい。それなしには、基盤なしにはどうも手のつけようがないというの、実際の現状でございしますものから、お願いをいたすような次第でございします。

○春日正一君 そこで土地問題は、一番あとにしますけれども、人口の都市への集中ですね。先ほど総理にお伺いしたら、食い違ったので話がわか

らぬということを言われたけれども、大体今後十年でこの傾向というのはどのくらい進みますか、パーセンテージでもいいですけれども、そういう見通しがなければちよつと計画の指定のしようがないと思うのですが、その点どうですか。

○国務大臣(保利茂君) 私は数字は予想、数字はどうしても仮想にならざるを得ないのですが、結論はこうと思うのです。東京なら東京ですが、いま先ほど来お話のように神奈川県あるいは千葉県、埼玉県から東京へ昼間働きにくる。それでそつちに帰って行く、夜間のいわば東京というものはドーナツ現象、からっぽじゃないけれども、ともかくそういうようなことで、どの程度東京でいけば二三区内に呼び戻しができて、そうしていまは非常に不便をかこつておられる方が、自分の働く職場に手近に通えるような機会がどの程度に持たれるか、これはいろいろの見込みがあると思います。いろいろの想定はいたしておるわけでごさいます。そういうことも考えなければならぬし、同時にさつき研究学園都市のお話のごさいます。この東京の環境の中におられなければ、その事業の遂行ができません、目的が達せられないというようなのは、排除しようとしても、これは排除せられるはずはございません。そうでない必ずしもこの都心地区にいくなくてもいいものは、ひとつ少し強力に分散政策をとらざるを得ない。そうしてできるだけそうでなくとも管理中枢機能という役割りは都心に向かつてどうしてもきざるを得ない。それを何とかとえば宇都宮であるとか、あるいは熊谷であるとかというところ、高崎、前橋であるとか、こういうところ、いわゆる大都市機能を持った機能を働かすようにして、どこまで東京へ集中して行く勢いとめるかというようなのは、これは当然考えなければならぬ。そこで全国総合開発計画が予想され、新

都都市であるとか工業整備特別区域、それはなるほどある程度の——総理は必ずしもいいようには言われぬでも、私は相当果たしていると思ひます。ただ残念ながら、人口はそつちに寄つてい

ない。工場や産業は相当興きておる。その限りにおいては、ある程度新産都市、工業整備地域の役割りはいま発展過程でありますから断定はできないけれども、しかし予想しておつたほどどうも人がいかにない。と申しますのは、産業が合理化されてだんだん現場で働く人たちが少なくなる。しかしながら頭のほうの管理事務というものは非常にふえてまいりますので、そのほうはやつぱり東京に寄つてくるというようなのは、実際のことです。それはたとへば地方の中核都市で果たせるように考へていかなければならぬんじゃないか。全国総合開発計画では、やはり国土の均衡ある総合開発、発展ということを考へております。要するに片ちゃんばで、いまあなたが言われるように船ならばもう当然沈没してしまつておるわけですが、ですから、そういうふうにならぬように、全国計画でも見直してまいりますから、私ももうそういう線に沿つて都市づくりを考へていかなきゃならぬと、こう考へております。

○政府委員(竹内藤男君) 御承知のように昭和四十年度におきましては、大田市街地人口、市街地と申しますのはヘクトール密度が四十人でそれが五千人以上とまつた地域ということでございまして、こういうのが全国におきまして大田市街地人口が四八%ぐらいあるわけでございます。私も建設省でかつて推算いたしました数字によりまして、昭和六十年におきまして、人口もふえますけれども、この全国の市街地の人口も全人口の八割ぐらいになるといふ推算を立てております。それを前提におきまして、十年後ということをお考えますと大体六四、五%ぐらいになるんじゃないか。これは今後のもちろん政策によつて違つてくると思いますが、計算としてはそういう形になるわけでございます。

○春日正一君 そこで、それだけ急速に集中してくる、特に東海道のベルト地帯には非常に集まる計算になっていきますね。だから、そういう急速に集中してくるものに対応する都市づくりというところになるわけですが、この法案でいうと、そういう問題も含めて人口の集中、土地の高騰、そういうものを解決していくという問題も含めて、どういうようなあれになっていきますか。

○政府委員(竹内藤男君) この法案におきましては都市計画を定めまして、そして住みよい町づくりなり、効率ある経済活動ができるようにしようというところでございまして、しかしながら都市は特色を持っておりますし、地方の都市、大都市等におきましてそれぞれの違いを持っております。そういうようなそれぞれの都市にふさわしいような形で都市計画はなされるべきである。そういう意味におきまして、従来建設大臣がすべてを決定するというような、いわば国の都市計画という形からこれを地方におろしまして、そして基準は設けております。それぞれまた全国計画なり地方計画に即応してきめるようにいたしておりますけれども、それぞれの都市の特色を生かしながら、用途地域あるいは施設あるいは事業というものを都市計画として総合的にきめてやつていくようにしたいというのが、この都市計画の考え方であり

の沿線でございますか、あるいは私鉄が、鉄道が何本か東京から外に向かつて走っておりますが、そういうところの沿線でございますか、あるいはそれを結びます新しい道路の沿線というところ、これは、これは市街化が相当予測されるわけです。その間にあるようなところでございますか、あるいは優良農業地帯として確保しなければいけない、あるいは公園、緑地の立場から保全しなければいけぬというところは市街化調整区域に指定される、こういうような形であろう、こういうふうに考えております。

○春日正一君　そこなんです。たとえば横浜市にしても、何でもか港北のほうに行つてみても、ここには住宅の集団があつて、ここにはたんぼがあつて、ここには住宅があつてというような形で、ずっと純たんぼというところはあると、どうもなみに散らばつてゐるんですね。そういう場合、そういう大きなものをひくくめて横浜なら横浜、東京なら東京の場合だともう八王子の向こうまで全部そういうものに入れちゃつて、残るのは結局青梅の山の中というところになるのか。そうでなくて、その中で特に電車の沿線のこの辺一帯をきめるとか、たとえば多摩ニュータウンみたいなところまでずっと計画がある、そうするとあの地域は市街化区域に指定するとかいうような形にしていけば、結局そういうところの中に何か虫食いみたいに市街化ができて、しかもこつちのほうにうちがぼつぼつと始めてゐるようなところが調整区域にされてしまつて、いろいろなことになりませんか。それで私は特に大都市の周辺でスプロールというのか何となく、無秩序に發展しているような所はどう指定するかということはないへん問題になる、そう思つて聞いてゐるのですね。

○政府委員(竹内藤男君)　一つはいま申し上げましたように、スプロールということ自体も、やはりそこに生活が行なわれ、生業が行なわれるわけでございますので、大体、それはつきりした形ではございませんが、スプロールの形のある傾向と

いうものがございまして、したがうしてそういうような市街化の予想というものが一つ立てられる。それからもう一つは、先ほど言ひ落としてしましたけれども、新しく市街地として開発する区域というものは、これは前から御説明申し上げておきますように、場合によりましてはその間に優良農地等があれば飛び地的にも市街化を指定していく。そういうことで両方あわせて十年から十年後の住宅地の収容、あるいは工業地域の収容、その地域の中に収容されるような形で広さをきめていく、こういうふうに考えております。

○春日正一君　そこで、この市街化区域がおおむね十年間に市街化をはかる区域ということになつてゐるわけですが、首都圏だけでなく全国——あれ、十以上の都市ですか、そういう所でやらなければならぬということになると、ばく大な公共投資を要すると思ふんですね。たとえば港北ニュータウンだけでも概算八千億というふうに言われてゐるわけですが、まあそういう市街化をやつていくための指定というものは十年内にとつて、この十年に對する算的裏づけ、資金的な裏づけというものは十分考慮されて、これが出されておるのか。きのうの参考人の横浜市長の意見でも、財政的な裏づけがなければ指定範囲は小さいものにならざるを得ないということを言つておるのですけれども、その点はどういうふうに見込まれておるのですか。

○政府委員(竹内藤男君)　市街化区域の指定は、これはもちろん実際に指定いたします場合には、地方のほうで案を出してきつてゐるわけでございますが、私も大体従来の行政経験から、机上で二、三どくくらいだということ計算いたしまして、そういうような市街化区域を指定をいたしますと、当然公共投資というものが要するわけでございます。市街化区域を指定しますその市街化区域という制度をつくつたものと考え方は、やはり従来の公共投資があつたの投資であつて、先ほど大臣が御説明申し上げましたように、やはりスプロールにまかせておいたのでは、どこが市街化

されるかわからない。そうすると、その地域につきまして当然先行投資、あるいは相当広い範囲にわたり公共施設の延長等も広がりますので、効果的な公共投資ができない。そこで、その区域をきめて、その中で先行投資あるいは宅地開発と並行して公共投資をしていく、こういう効率的な公共投資というものをねらつておるわけでございます。それにいたしまして、相当な財源が要すると思ひます。で、今後国民経済とともに伸びます財政投資の額、あるいは都市施設につきまして漸次比重もふえてきております。そういうような傾向を追い、われわれのほうで計画を立てておるわけですが、そういうような長期の見通しというものを考へてみますならば、先行投資は可能でありまして、大体既成市街地の投資一が新市街地では十ぐらゐに当たるのであつて、そういうようなことを考へてまいりますと、これはたいへんな財政というものが要するわけでございますけれども、私も努力いたしまして、何とかそういうことになっていくというふうな考へてゐるわけでございます。

もう一つ衆議院修正によりまして土地基金制度というものが認められて、これにつきましては、種類のいかんを問わず、各種の都市施設用地を先行的に買収するといふ資金が認められましたので、この資金の充実にわれわれがいたしましたのは努力いたしました。できる限り市外化区域設定と同時に、計画的に団地計画なりあるいは住宅施設の計画を立てまして、そうして先買権を發動して投機を排除して、そして用地の確保をはかつていく、そのための資金の充実ははかりまして、そうして、これを何とかしてやつてまいりたい、こういうふうに考へております。

○春日正一君　そうすると、財政がそういう面ではたいへん要るということはおつてゐるけれども、それのふりかへりとして、そのことはつきりさせられなかつたのですけれども、いまの土地基金の問題ですね、修正案でできた。これは一つのいい修正だと思ふのだけれども、しかし実際この

土地基金というものは、どのくらいを予定してゐるのですか。これはちつと金ではできないと思ふのですね。

○政府委員(竹内藤男君)　まだ土地基金というものがどの程度の範囲の土地を買うかということ、は、政令等にゆだねられておりますので、まだその範囲等もこれから詰めてなければなりませんので、数字はいまここに持つておりませんけれども、やはり先買権なりあるいは買取り請求というものをやつていくと同時に、都市施設用地について大いに先行取得をやつていくためには、相当の資金が要る。地方債の先行取得債というのが今年度は百二十億だと思ひますが、あります。それから都市開発資金として五十億ぐらいだと思ひますが、あります。そのような資金を相当大幅に動かして、こういうふうに考へております。

○春日正一君　とてもこの百億の金では、この土地問題を解決するといふようなことにならないだらうと思ひます。膨大なやはり公共施設を先買して、いこうと、しかもこれが東京だけということではなくて、指定された全国の都市でそれをやつていこうといふことになれば、相当大きな資金を裏づけなければ、この土地基金制度というものは十分な能力を發揮できないということになるのではないかと。そこで、民間の投資というのは、大体この十年間にどのくらいを予定されてゐるのですか。

○政府委員(竹内藤男君)　計画的に市街化をする区域につきましては、住宅なり、農地なり、実はあるわけでございます。これは私もいたしましては、市街化区域の中の三割くらいは、直接公共的な宅地開発、そのほかには区画整理というのございまして、それを合わせまして広範な宅地造成といふものは、公共的あるいは公的な宅地開発といふような形でやつていきたい、こういうふうな考へてゐるわけでございます。それ以外が民間の開発といふことになるのでございまして、秩序で、あまり容弁がはつきりしないのですが、秩序

のある市街地という場合に、単に道路、水道、下水を整備するということだけでなく、居住地域あるいは居住専用地区というような所では、やはり一定の広さの、適当に配置された公園とか、子供の遊び場とか、あるいは人口に応じた一定数の病院、学校、保育所、図書館、あるいはごみ焼却場というような、現代的な生活を市民がやっていますものに必要施設というものが配置されなければならぬと思うのですけれども、市街化区域内の居住地域全体にわたってそういうものをやっていくというような基準は設けられているわけですか。

○政府委員(竹内藤男君) 当然住居地域なり、商業地域なり、工業地域というものをきめてまいりますけれども、それと同時に、いま申しました道路、下水道公園といった都市の基幹施設なり、あるいは義務教育施設の配置なり、それからごみ焼却場でございますとか、あるいはし尿処理場でございますとか、そういうものの配置は当然都市計画としてきめていくことになるわけでございます。

○春日正一君 それで、その次に市街化区域での開発行為規制ですね、これは特にいままでの住宅地の場合、住宅地造成事業に関する法律による規制とどういう点が違つてきておりますか。

○政府委員(竹内藤男君) 住宅地造成事業の開発規制とまず基本的に違ひますことは、住宅地造成事業におきましては、住宅地の開発にあたりまして一定の施設の整備をすることを義務づけておりますけれども、場所につきましては、これは住宅地の開発をやるべきではないという場所につきましても、規制がなかった、それが一点。今回、市街化調整区域という規定を置きまして、これを開発許可制度と結びつけることによって、そういう立地の規制が行なわれてくるということが第一点でございます。

それからもう一つは、当然でございますが、住宅地に限りませず、工業地でございますとか、あるいは商業地、あるいは流通関係の業務地というような広い意味の宅地につきまして開発許可を要

するというのが第二点でございます。

それからもう一つは、従来、住宅地造成事業等につきまして、これはこまかい話になりますけれども、水道につきましても義務規定がございまして、上水道、給水施設というものが非常に大事になってきておりますので、これにつきましても施設整備の義務づけをいたします。

それからもう一つは、大規模な宅地開発というものが行なわれます場合に、やはり通動施設というものを当然考えていかなければなりません。鉄道、その他交通施設につきまして配慮をしなければいかぬ、という規定を置いていくわけでございます。それ以外にもございしますが、大きな点はそういう点でございます。

○春日正一君 規制の対象が引き下げられたのじゃないですか。○一ヘクタールですか、そのくらいにまで……

○政府委員(竹内藤男君) 従来の住宅地造成事業法におきましては一ヘクタール以下ということになっておりましたが、今回は、法律的には、まあ政令で定めることになっておりますので、変わっておりますけれども、私もいいたしましては、これをできるだけ引き下げていきたい、こういう考え方を持っております。

○春日正一君 大体どれくらいですか。

○政府委員(竹内藤男君) ○一ヘクタールくらいを考へております。

○春日正一君 そうすると、こういうことになりまね、その規制がいま言ったような道路、公園、広場あるいは下水道、その他いろいろのものを、つくるといふような条件がつけられて、大体道路、広場などで面積の二〇%くらいとる。

あるいは排水施設は基準に合せてつくれというような、こういうふうに規制が、いま言ったように一ヘクタールまでだったものが、○一といふと三百坪ですか、そのくらいまで下げられていくと、結局、そういう条件をもう施設するだけの能力のない建築業者というものは、ちよつとそういう仕事には手がつかぬということになってきます

ね。その点、どうなります。

○政府委員(竹内藤男君) この法律の三十三条にございしますように、主として自己の用に供する住宅につきましては、二号とか、あるいは四号、五号、七号、九号、十号という規定が適用されないことになっておりまして、そういうような小規模な自分のための住宅というものにつきましても、排水施設でございしますとか、あるいは他人に迷惑をかけませんような配慮でございしますとか、あるいはほかの敷地と出水のおそれのある土地につきまして、安全上の施設を設けるというように基準が適用になるわけでございます。全体におきまして、これはやはり規模との関係において施設整備の義務づけの基準というものは、当然変わってくるわけでございます。小さい開発に對しまして過大な負担をかけるということがないように、それぞれの開発の区域によりまして必要な最小限度の基準を定める、こういうことになっております。

○春日正一君 そうすると、個人の住宅ですね、○一ヘクタールという三百坪ですか、三百坪というのは、普通個人の住宅では大き過ぎますわ。大体百坪とか五十坪くらいで建てるわけですね。そういうものはおかまいなしということになるのですか。

○政府委員(竹内藤男君) この法律におきましては、そういうたとえ五十坪の自分のための住宅というものは規制を受けないわけでございます。ただ建築基準法におきまして、建物だけじゃなくて敷地につきましても基準がございします。そこで、道路にはこれくらい面しなければいかぬ、何メートルの道路に面しなければいかぬ、あるいは排水についてはこうだという規定がございします。まあ建築と同時に開発行為がそういう場合にはたいがい行なわれると思ひますが、そういうような建築と同時に開発が行なわれる、宅地をいじるといふことが行なわれますような場合につきましては、基準法の規定によつたほうがまあ許可が何回も要するということがないことになります。

で、基準法の敷地造成の基準にゆだねる、こういう考え方でございします。

○春日正一君 そうしますと、不動産会社が造成する場合でも、いま言ったような設備をすつとつくつて相当な空地をつくつて、その分まで宅地の値段にかかってくるわけですから、非常に高いものにつくたうし、いま言ったように、個人が五十坪買つて建てる場合でも、今度はこれでは規制がないけれども、建築基準法その他で規制が出てくるということになりますと、金の少ない者は非常にそういうものをつくりにくくなるということになりませんか。

○政府委員(竹内藤男君) 基準法にいたしまして、この都市計画法にいたしまして、最低限度の施設の整つたものがやはり宅地としてなければならぬ、素地のまま家を建てるということでは、環境が悪くなりますし、また将来の負担がふえますので、そういうことがないようにという考え方でこれを立案しているわけでございます。したがって、最小限度必要なものは施設を義務づけられるわけでございますけれども、この法律におきましては、従来の規制になつたのでございしますが、従来と異なりまして、幹線的な施設、これは大体都市計画で定めるような幹線道路なり、あるいは補助幹線道路でございしますが、そういうものにつきまして、そういうものが中に入っているというような場合におきまして、あるいはその他の公共施設で都市計画で定めようとするものを宅地開発者がいじるといふような場合につきましては、その費用を公共団体なり管理者なりが負担するといふ規定を置きまして、従来まあほとんど全部開発者が負担しておつたといふようなものを負担を軽減するといふことをいたしております。そういうような形におきまして、宅地開発の負担を軽減し、最終利用者の負担の軽減をはかる。それからもう一つは、公共施設につきましては、従来国なり公共団体が管理しております道路がある。それをつぶして新しく道路をつくるというような場合には、もとの道路は宅地開発者に当然帰属す

といういわばまあ交換みたいな形になる、そういうような規定を置きまして、開発者の負担を軽減してやる。それからもう一つは、管理段階の問題、従来往々にして民間の宅地開発者がやりました排水施設でございまして、あるいは舗装した道路というものをなかなか公共団体が引き継がない。引き継がないために、その維持管理費が相当かかってくる。あとになりましてそれは最終利用者の負担になるというところがございまして、これは当然公共施設は引き継ぐのだという規定を置きまして、管理段階におきまして費用負担の軽減をする、こういうような形におきまして開発者の負担を軽減して、最終利用者の負担を軽減するという措置をとっておるわけでございまして。

○春日正一君 そういうようにしていろいろ配慮をしてみたところで、結局その基準に合ったものをつくっていくということになれば、どうしたってコストが高つくということにならざるを得ないと思うのです。

それで、ここに広告があるのですが、「一万人の新しい生活が始まります」と、田園都市線というところで、東急不動産の広告が出ていますが、これを見ますと、土地の面積、八十八ないし四百七平方メートル、建物の面積七十三ないし百五十九平方メートル、これが金額で一番小さいのが八百四十九万円ですが、大きいのが二千三百八十三万円、こうなっているのです。大体まあこういうことになりまして、これは退職金くらいではちょっと間に合わぬというふうなことで、やはりそういうところへ入れる人は、それはけっこうだけれども、やうと頭金をつくって何とか公庫の金か何かでやっておたというふうな人たちがなかなかつくりにくくなるし、さらにそういうものさへ、自分の家のつくれないような人たちは、私は一番心配するのは、つまり都市がきちっと整備されて住宅環境がよくなる、これにこしたことはないのです、だれも反対する人はないと思うのですけれども、しかしその反面、そういうふうなものは、いまの国民の中では、そこに入るな

り、手に入れるなりに大きな金がかかって、実際には手に入れない人がたくさん出てくる。そのところが問題ですね。そうすると、当然こういう人たちのための、これは建設大臣にお聞きするのですけれども、たとえば安の家賃の公営住宅というふうなものが大量に建てられて、それがきちっと整備された環境の中で働いている人たちが安く入れるというふうなことが保障されませんと、そこからはみ出された人たちは、どうしても山の下とか湿地とかというふうな条件の悪いところへいようとなしこれは行かざるを得なくなってしまう。計画地域の中にそのものがまたできてくるおそれがあるのじゃないか。もし計画地域が、中にどうしてもつくられぬということになれば、調整地域でもどこでも、とにかくどこへも行つて住まなければならぬような状態が出てくるのじゃないか。その辺のかね合ひというかつり合ひというものは、どういふふうにかね合ひされておるのか。特に私、この前の予算委員会でもお聞きしたのですけれども、あのとき大臣は、公営住宅をふやすつもりはないと言われたのですけれども、こういう形で都市計画を進めていく上に、しかも人口の都市流入が非常に勢いで進んでいるというときに、公営住宅をいまの程度の、全国で八万戸というふうな程度のことにしておいて、一方ではこういう基準を設けてきちんとしたものをつくれというようにしたら、そのものさしに合わない人たちは一体どうなるか。公営住宅をもっとふやさないければならぬのじゃないか。その辺、大臣のお考えをお聞きしたいのですが……。

○国務大臣(保利茂君) まあ皆さんが皆さんとも相当の庭のついたような住宅を持ちたい、もしくは持たなくても入りたいということは、願われない方はないと思うのです。ただし、それじゃみんなかなえられることであるかというところ、かなえられない。じゃかなえられない方はどうしておるかといえ、やはり方々でやっておりますところの公団住宅ですね、公団住宅。それじゃまだあなたの意に満たない、それはいづゆる市街

化区域内に公営住宅を持てるような条件を整え得るかどうかというところは、非常に一つの大きな課題だと思ふのです。やはりそれを持ち得る条件を何とかつくり上げていかねばならぬ、こう思っています。

○春日正一君 私お聞きしているのはその先です。つまりいま公営住宅と公団、公庫との住宅の比率が、公営住宅が非常に低くなっている、だからこの公営住宅の比率をもっと大きくせよというところは、わが共産党だけでなく野党の皆さんが要求しておられるのですけれども、それをどうしようという計画をやっていく上で、ふやしていく、比率を。そうしてもっとたくさんつくっていく、こういう方針を政府が持ちにならなければ、やはりそれがすつかり入ったところで八万八千戸ですか、ことは。そのくらいで終わるわけですから、ことしふやせという意味じゃなくて、将来にわたってもっと急速にふやしていく、その点の考え方です。

○国務大臣(保利茂君) これはまああなたよく御承知でございまして、公営住宅に利用できるような基礎条件をどう整えるべきか、お説のとおり、私も公営住宅をもっとふやさないければだめだと思つてゐる。そこで一番切迫しているのは、何といひましても東京、大阪でございまして、東京、大阪に関する限りは公営住宅に全力をあげてみようじゃないか。そこで東京は東京都でいろいろ苦労されて、それとてなかなか用地を得られるというところは容易じゃない。そこで今年度、四十三年度は東京都は一体どれだけこなし得るか、まあそれじゃこのくらゐ東京都はやってみようと思う、やれるかどうか、それは疑問だと思ふけれども、しかしやってみようというところを計画せられておれば、一戸も減らさずに満ちるにいかうか、東京、大阪には、そのほかの地方に幾らかしわが寄っておりますけれども、これは寄らざるを得ないわけでございますが、とにかく東京、大阪には優先的に公共団地でやってみようと言われる数だけやっていたら、というふうな意気込みで私やつて

いるわけでありまして。しかし、問題は何かと申しで解決するわけじゃございません。要するに市街化区域内に公営住宅を建てられるような基礎条件をつくり得るかどうかというところは、これからわれわれの努力いかんじゃなからうか。そこでいろいろの、今朝来総理と御問答があつておつた点も、その点にあると私は心得てゐるのであります。

○田中一君 関連で……。いま保利さんの答弁ちょっとおかしいのだが、住宅地域をきめれば、そこに公営住宅は建てますという答弁でなければならぬと思うのです。何ですか、基礎条件とは。都市計画法で住宅地域にきめたら公営住宅もそこに建てますという答弁をしななければならぬのです。基礎条件を整えれば建てますということじゃない、住宅地域をきめればそれが基礎条件なんです。大体いままでの公営住宅は地方公共団体も資金繰りがつらいと見えて、無計画に建ててゐるのが現状なんです、いままでが。しかしそのために新しい都市計画が生まれて、そうして住宅地域がきまったら、そこに建てますという答弁をしななければだめです、ということですか。何ですか、基礎条件とは。いままでの公営住宅はもう野方図もなく建ててゐるのです、現状は。それはもうそういう御答弁じゃ納得できません。

○国務大臣(保利茂君) ごもっともでございます。基礎条件と私が申し上げたのは、とてもその市街化区域とか調整区域とかに分ければ、市街化区域は土地の値上がりがきつて公営住宅等にはなにかいかにぬけられないかという御懸念、御指摘がですね、皆さん方から再三あつておるわけです。それが私は基礎条件を整えるというところだということ。それにはいろいろ当然この計画法の実施にあたりましていろいろお知恵もおかりして地価対策を強力にやらなければだめだ、ということをお聞き上げたいわけでございます。

○田中一君 そういふ答弁はいけなものです。あなたは大臣でもなければ何でもないのです。建設大臣は住宅を供給すればいいんです。金がかかろうが金がかからないがそれは国全体の問題、

大蔵大臣の問題ですよ。とにかく住宅地域がきまれば、そこに公営住宅を建てますという答弁以外にはあなたはする必要ないです。大蔵大臣を兼務しているのじゃないのですから。あなたはそういう地価が上がろうと上がるまいと、そういうことはあなた自身の、地価が上がるといふことはあなた自身の失政からくるところであって、地価が安い都市計画を完成するといふところにねらいがあって、そして住宅地域にきまれば、そこには公営住宅を建てるのです、というふうに答弁する以外にないじゃないですか。建設大臣としてはそういう答弁をしてくれなくちゃ困る。

○国務大臣(保利茂君) 御趣旨を体しまして最善を尽くしてみたいと思います。

○春日正一君　私もいま地価の問題お聞きしよう
 と思つていたのですけれども、結局市街化区域
 ということになれば、そのことだけでもいろいろ
 投機的な土地利用が起こつてくるという可能性が
 十分あるわけですし、特に農地の転用許可をはず
 すということになれば、これはもう土地の買いあ
 さりというか、そういう形で当然地価をつり上げ
 ていく、そうして結局金のないものには住みにく
 くなるし、公共事業をやろうとしても妨げになる
 ということになるわけですが、これに對してどう
 か、その点ですな。

○國務大臣(保利茂君) 当然この総合施策というものが持たねければ、この計画法だけ何したか知ら、これで一発ホームランというわけにはいかぬわと、この前も答弁したわけでございまして、第一は私はやはり土地暴騰の原因を見ますと、やっぱりこの宅地の需給のアンバランスが地価暴騰を惹き起してきた。それだけならまだいい、そこへいろいろ乗ぜられて、そして土地を投機対象にもて遊ばされるようになったことが、一つの大きな暴騰に拍車をかける、火に油を注いだような形になっておる。したがって少なくともこの土地が投機の対象として弊害を起していることを取り除いていくということは、一番大事なところじゃないだ

ろうか、どういふ手があるかということはいろいろ頭を悩ましてしげばっておるところでございます。
○春日正一君　やはりこの問題が解決つかないと、結局市街化区域は中小業者への規制が強まってる、さっき言ったようないろいろな条件が強まるから仕事が回らなくなるというようなことにもなってる、そこでの建築事業というものは大企業、どうしても大きな規模の仕事のできる資力を持ったものに集中するし、それから土地の投機が激しくなるといふようなことになるわけですね。それから市街化地域の優良農地は、集団で保存するといふようなことを言われるのですけれどもね、こ

れは実際上の問題として非常に困難が出てくるの
じゃないですか。たとえば私のうちの前なんか水
田ですけれども、上のほうへずっと住宅できたも
のだから、たんぼの水が電機洗濯機の洗剤ですか
あれであわが立ってしまつて、稲のできは悪い
し、農家の人が入ってあれすれば、足がひりひり
痛むというようなことになつて、ほとんど耕作は
放棄されるというような状態になつてしまつてい
る。それから畑にしたつて、やはりきちんと囲ま
れてしまえば、どうしたつてそこで畑作をやつて
いけないような条件が強まつてくる。そういう意
味ではどうしてもそういうことになれば、農民と
すればまあ売つてどこかに行ったほうがいいとい
ふ、アパートを建てたほうがいいのかということ

になつて、それが取りつづされていくということになるんで、結局市街化地域の中に、幾つかの市街化地域に囲まれて農地を残すというような場合でも、相当面積の広いスペースが残されるならば別だけれども、そうでない限りは、小さいかたまりみたいなものは、どんどんつぶされていくといふふうなことで、その問題も実際にはやつてみれば、そういうかんと、という問題が出てくるんじゃないかと、思うのだけれども、その点はそろばんに入れてみるんですか。

○国務大臣(保利茂君)　そういうわけで、いま私はどの地点か存じませんが、いまお話になりましたようなことが一体どうして起きているんだと

う。それはすなわち無秩序なスプロール化の現象じゃないか、ということはそこにまあ持つていても、あと道もつけないければならぬ、排水の施設もしてやらなければならぬ、いわゆる追っかけ公営投資もしなければならぬ、都市側からですね。農業側からすれば、そういうやっかいなことをやられたもんだから、りっぱな集団農地が農地の条件を非常に悪くしてしまふというようなことが、まあ今日のスプロール化なんということを言われるもとなんです。そういうことは何とか避けなければならぬのじゃないか。それは農業を今後発展させていく上から言っても、そしてまた都市

の環境を整備していく上から言っても、両面からそういうことにならないように、少し手おくれだけれどもひとつやろうじゃないか。こういうことに御理解をいただきたいと思います。

○春日正一君　じゃあ先に進みますが、市街化調整区域での規制ですね、開発の許可はどういうものがやられるか、その点説明してほしいのですが、

○政府委員（竹内藤男君）　市街化調整区域は、法律に書いてござい、まする市街化を抑制する区域が

ということが明言してあります。許可の制限につきましては、市街化区域にあることが非常に不適当だということ、あるいは市街化調整区域に置くことが、どうしても置かなければならないというようなものに限って、例外許可をする、というようにいたしておるわけでございます。

○春日正一君　まあここでは自分が住むために前もって買っていた土地でも、区域が指定されてから六ヵ月以内に知事に届け出なければ、家も建てられぬ、三十四条九号ですか、そういうような相制がある。一方では二十ヘクタール以上の開発というものは、三十四条十号で許可されるというところなことになるようですけれども、そうなるのと、調整区域では大規模な開発のやれる大企業だけが、これは調整区域になるから当然土地の値上がりというようなものは、市街化区域に比べれば抑さえられてくる。そういう傾向が出ると思うのですが、そういうものを大企業だけが安く農地を買

い取つて、そうして一定のそこに住宅なり何なり
 そういふものをつくつていくといふようなことにな
 るといふことにはならぬですか。

○国務大臣(保利茂君) 調整区域内の農地を開
 発、他の目的で開発しようといふことは、これは
 もう例外といへどもあり得ないことであると考へ
 ております。ただ農地でなくて、開発適地が見出
 されるならば、それはもうよほど例外的に扱つて
 もいいじゃないか。農地は、これはもう調整区域
 に入つた農地を開発するということは、例外中の
 例外といふふうに考へておるわけです。そうでな
 ければ、スプロール化を押えるといふことは不可
 能であらう。まことに、つゆら農地も或程度と

館でありますし、またいかに農業増進振興を農業の目的を果たしていくことも非常に妨げになるわけで、そういうことを押えたいということが、一つの願いであるわけなんです。

○春日正二君　そうすると、調整区域については、農地はまあ転用させないということですね。これは、やはり法的にきちっと規定されておることなんでしょうか。政府の方針としてそうはさせないということなんでしょうか。

○政府委員（竹内藤男君） 市街化調整区域は、当然まあ農地転用許可というものは残るわけでございます。したがって、市街化調整区域の開免許可というのは、例外許可の場合がございますけれども、それと一体的に運営されるべきものでございす。したがって、先ほどの例示にございました十号

にそういう規定がございますけれども、これは市街化調整区域の方針、これにおきましては、当然優良農地として残すべき土地を保存すべきであるという方針が示されてありますので、そのの方針に従つて例外許可がなされるわけでございますから、農地につきまして先ほど大臣が御答弁なさいましたように、例外中の例外というような場合しか許可されない、こういうことになっております。○春日正一君　そうすると、何ですか、この岡が、あつて、雑木林がはえているようなところは、そこをならして住宅にするとかというときには、許可されるということなんですか。

○政府委員(竹内藤男君) これは法文にもはつきり書いてございすように、市街化区域の状況等から見て支障がない場合というふうに書いてございす。しかも、開発審査会にかけるということにはいたしてございすので、ほんとにそういうような一定規模以上の宅地開発が行なわれるということとは、特に各号列規のほかに開発審査会というものにかけてございす。特に例外的に扱うということになってございす。

○春日正一君 どうもその辺が、特に条文で、いま私言つたように、二十ヘクタール以上の規模のもの、そして大体市街地として道路なり、公共的な施設の整備できるような、そういう規模のものなら許可できるという、これが入ってございすということになれば、やはりそういうものなら広がつていくと、またいける道が開かれてございすということだけは、これは間違いないと思ひます。そこで、実際問題として幾つかの事例でお聞きしますけれども、たとえばさつきちよと読み上げました東急田園都市の、これ見ますと、もう四十万人の町づくりということで、非常にあつて大規模にやつてございす。厚木のほうへ行く道路の両側の山くずして、あれなんか非常にたくさん、東急だけでなくていろいろ、特に交通関係の京王とか西武とかという不動産会社がたぐさん買つてございす、ぼつりぼつりと固まつて。そういうところで、そこで四百円で農民から買い上げた土地が、そうやつて手を入れたら四万円であつたというように、実際百倍になつてゐるのですね。そういうような例が出てゐる。そうして、値段もさつき言つたように、非常に高いというふうな状態になつてゐる。それからもう一つ多摩ニュータウンの例で見ますと、この地図を見てわかるのですけれども、東京都が、青いところをですね、これを見てほしいのですが、青いところを東京都と公団がここにニュータウンをつくるというところで事業を始めておるわけであつて、それがまわりがずつと西武鉄道の分譲地、それから京王帝都、東急不動産というふうな形で、

このニュータウン計画の外側のまわりがずつと、主として私鉄関係の不動産会社に買われて、まわりが買われていくものだから、ニュータウン予定地の地価がぐんぐん上がつてしまつて、結局東京都で最初組んだ予算ではできなくなつて、公団と両方合せても五割ぐらゐしか土地が買えていないというふうな状態になつてゐる。そうしますと、たとえば市街化区域というものを、それで調整区域がある、その調整区域のほうは二十ヘクタール以上のもので、相当規模の整備されたものなら許されるということになつて、まわりがそういう形でずつと買われていくということになれば、結局そのことを通じて市街化区域自体の地価もつり上げていく、そして、その計画というものを破綻させていくというふうなことになるのじゃないか、これらの辺どうなんですか、この事例に出てくるようなことは。

○政府委員(竹内藤男君) 東急の沿線とか、多摩ニュータウンというふうなところは、当然今度の都市計画法を適用する場合には、新しく開発すべき区域でございす、実際にきめましますのは中央できめるわけにございすけれども、私どもとしては、市街化区域になつてゐる、積極的に公共投資はつき合つていくというふうな形で、あるいは開発者の負担を軽減する、という形で、従来はたとえば東急が開発しますところの、相当大きな負担を開発者が負つておるというふうなことは正していきたい、こういうふうな考へてございす。

○春日正一君 私の言つたのは、これは東京の場合、法律のできる前に現にうり行き詰まつたものを、行き詰つた例として言つてゐる。そうして、市街化区域を指定をいたし、調整区域を残しておいて、そして実際に一定規模以上のものならやつてもいいという道があつてゐる。そうして、先ほどあなたも言われたように、法律の中ではそういうものをつくつていく場合に、市街地をつくつていく場合に、鉄道と交通の便があるとか

何とかというふうな条件までついているということになると、この例を見ても大体こややつて買ひ取つていく、ここへ京王なり何なりという鉄道路がずつと入つてゐるわけですね、途中まで。運輸省で許可をして、先へずつと入つていく計画を持つてゐる。だから、私鉄の会社が自分で不動産会社を持つておるわけですから、大体どの辺にどういう鉄道を敷いて、どこに住宅をつくつて、どうしたらもうかるというところは、ちゃんとそろばんをはじいてやるわけですから、この条件に合はしうになつてございすから。そうしますと、幾らでもそういう形でまわりがだんだん買われていくというものが、大きな不動産会社とか、あるいは私鉄会社というものが、ずつとリードされていくと、

か、これは非常にぐあい悪いと思ひます。もしそういうことになれば、住民の生活全体を一つの資本が支配してしまふというふうなことになるわけですから、将来、都市のあり方の問題として、これは大問題になる。そういう道がこれに残されておるのじゃないか、むしろ、それを開くように、これができておるのじゃないか、その辺どうですか、実際どうなつておる。

○政府委員(竹内藤男君) 首都圏の東京周辺におきまして、そういうふうな不動産の業者と申しますが、そういう方が、大きいのも、小さいのもございすけれども、団地開発をかつてにやられるということが、一番いままで悩みの種であつたわけにございす。したがつて、今回の都市計画法は市街化区域をきめようというもので、そういうところにございすので、これをきめます場合には、十年先の需要というものを定めまして、土地の発展の動向あるいは自然的条件、あるいは優良農地の分布というふうなものを考えながら、地域に具体的に張りつけていくわけであつて、そういうふうに市街化区域が一たん設定されて、そこに住宅地なり公共地なんかできることにしたいというの、私たちの考え方です。

それから先ほど来、三十四条十号の開発許可の例外のことが出てございすけれども、これはちよと建築基準法におきまして、いろいろな用途地域なり容積をきめてございすけれども、その都市計画そのものは、しよつちゅう変えるというわけにきませんので、どうしても例外的に許可をせざるを得ない場合には、例外許可をいたしまして、開発審査会にかけて許可をする許可制度がございす。それと同じように宅地開発の規制につきましても、やはり市街化区域というものを一たんきめて、これは五年ごとに基礎調査をして、再検討するわけにございすけれども、しよつちゅう変えるというわけにいかない。そこに市街化地域のほうがある程度建物でうづまつてきたというふうな場合に、やむを得ないというときに、初めて例外的に許可をするということにございす。

て、それにつきましては、開発審査会という客観的な審議機関を設けて、そこにかけるということにいたしておりますので、大きなものは、どんな市街地調整地域内に宅地開発がなされるというようなことがないよう、法文上もしておりますし、指導もいたしております。

○春日正一君 私の言っているのは、建設省の考えで、この法律をつくった考え方は、スプロール現象をなくして、きちっとした秩序がある都市づくりをしていく、そのために市街地調整区域、調整区域をつくって、そのためにいろいろな条件をおつけになった。この点はわかるのです。しかし、そうした結果が、結局、いま私の言ったような大きな私鉄会社や土建会社やそういうものが、都市づくりなり、何なりというものをリードして、その支配下に置いてしまおうという結果になるのじゃないか。現にそういうものがいままででもつくられておる、そのことを言っておるわけです。そこでこれは都市審議会、そういうところでチェックするといえますけれども、たとえば宅地審議会です、あれを見ましても、やはりそこにはいろいろな関係の専門家とか、そういうふうな人も入っておりますけれども、やはり不動産会社とか、そういうものの代表もずっと入っておいて、大体私どもの見解で言えば、そういう専門家あるいは役人、そういう人々と不動産会社や銀行やそういうところの代表とが相談して計画をつくる、あるいは計画認可するというような機構に仕組みとしてなっております。だからもしほんとうにそういうことをやめようとするなら、もっともこういふ審議会のようなものを民主化して、住民の代表なり労働組合の代表なりをもっとたくさん入れて、住民の意思が十分反映して、そういう危険な方向にいくものをチェックできるような構成にしなければならぬと思うのです。任命する場合、そういう点は十分配慮されるお考えですか、この点は大臣にお聞きしたいとあれですけれども。

○国務大臣(保利茂君) 私はいろいろ各党からも、社会党や民社党からも、そういう問題を含めての予想せられる市街地の土地売買等をめぐる問題等について、貴重な御提案をいただいております。そういう点を勘案して、お話しのような委員会の構成等につきまして、そういうことが改善せられていく方向で検討をさせていただきたい、こう思っております。

○春日正一君 そこでもう一つ実際問題として、さっきも出ました筑波の研究学園都市の問題ですが、これもこれは新聞によると、三割の土地が買収できなくて、かなり行き悩んでおるといふようにならうに言われておるのですけれども、研究機関で働いている人たちにしてみれば、自分たちは一体どうなるのか、いつ移転させられるのか、させられないのか、また移転していった研究都市の条件というものは十分整備されるのか、というようなことを非常に心配しているわけです。これは四千八百億の事業費で三十六の機関が移転するという予定のように聞いておりますけれども、関係各官庁の移転計画というものは、もうできておるのですか。

○国務大臣(保利茂君) 各省関係の研究機関等三十六機関の移転は、一応閣議決定でまわっております。用地の七割は特に地元知事の非常な努力といたしまして、によって確保された。おおむね所期の用地確保をいたしたというところで、ただいま御心配をいたしておるわけでございます。すでに今年度の予算でもたしか二つくらいはすでに実現しようというところになっております。私のほうも幾らかは用地問題があったものですが、部内の推進について多少手ぬるいところがあったらうかと反省をいたしておりますが、大休用地の目安も立ってまいりますれば、急速に実現をはかっていくようにいたしたいと思っております。

○春日正一君 そうすると、閣議決定はされておるといふことで、関係各省庁それぞれ自体での移転計画といふのですか、そういうようなものはまわっているのですか。

○政府委員(鶴海良一郎君) 各省それぞれ移転につきましては目安はついております。目安はついておるけれども、予算を要することでございます。本年度は先ほど大臣からお話出ましたように、二つの研究所につきまして予算がついたわけでございます。来年どういふような機関が移転するか、これはこれから八月にかけまして予算の要求を組んでいく過程におきまして、きめてまいりたいと考えております。

○春日正一君 その二つというのは、どこどこですか。それから来年はどことどこが大体まわりますか。

○政府委員(鶴海良一郎君) ことし予算のついております二つと申しますのは、科学技術庁の関係でございます。一つは国立防災科学技術センター、それからもう一つは、これも同じ科学技術庁の関係でございますが、無機材料研究所でございます。

○春日正一君 じゃあ最後に、地価の問題ですが、最近における大資本の不動産部門でどれくらい出ているか、この前の再開発のときにちょっと触れたんですが、これ建設省でつかんできますか。

○政府委員(川島博君) ただいま資料を手元に持ち合わせておりませんので、後刻調査の上、提出させていただきます。

○田中一君 川島君、そんな答弁じゃだめだよ。

○春日正一君 ぼくはわからなかったんだ。

○政府委員(川島博君) 大体宅地の供給計画は御承知だと思いますけれども、この五カ年計画で五万三千ヘクタール、そのうちで半分は公的宅地となっておりまして、過去の実績につきましては、三十六年から四十年までは合計で三万ヘクタール供給されたわけでございますが、そのうち民間がやりましたものが一万四千六百五十ヘクタール、この中で区画整理を行ないましたものが三千ヘクタールございまして、区画整理以外の民間の事業者がやりましたものが一万一千六百三十ヘクタールということになっております。そのうち大規模な業者は、おそらく半分程度じゃないかと思っております。

○春日正一君 その点をしっかりつかみませんと、先ほど言ったような問題もあって都市計画をきちんとしていく、予定どおりやっていくというところは、不可能だと思ふんですよ。信託銀行とか生命保険、大きな商社、日通、鋼管とかいろいろの部門の代表が最近土地の開発利用を盛んにやっている。たとえば東急田園都市というのを見ても四千三百ヘクタールとかこれはおそらく四千三百平方メートルぐらいになるとおもうんですけれどもね。それから京浜急行、京成、それから近鉄というような各社が、非常に大きな土地を

持っているし、そうしてこれに銀行あるいはその他の金融機関が非常に有利なお得意として融資をしてゐる。この点で、五九年から六六年の三・四倍にふえているわけですが、不動産企業のほうは、この同じ期間に十二・一倍ふえている、銀行の借入れが、そうすると、この土地開発というふうな事業に非常に大きい資金が投下されておる。そうして借り入れ額と売り上げ額の割合を見ても、全産業では売り上げの九十九兆に対して借り入れが二十一兆というふうな、不動産では六千億に対して一兆二千億、こういうふうな形で非常に多くの資金が投下されて、これが土地の投機に使われている。だからこういう大規模な形で、さっきも言いましたように四百円で土地を買って、それに手を加えて四万円で売る。だから売った農民はおこつて抗議に押しかけて行ったというふうな例も起つておられます。そんなに安く買つておいて、そういうふうな形で土地の投機が、単に個人がいまだ危険なものでないから、だから宅地を三十坪も買つておけというふうなことを違つて、非常に大きな金融機関から借り入れを受けた大きな資本が土地の買ひあさりや、それが地価を上げていくということになつておる。ということになると、この土地の問題を解決するということになると、どうしてもこの土地の投機を徹底的に押えて、禁止するということにしなければ、この土地の問題というものは、なかなか解決つかないだらうと思ひますよ。

そこで先ほど総理は、野党の各派も土地の問題はみんな考えて意見を出してくれという話だったから、私もその意見を出しますけれども、大資本がこうやって買ひあさつた土地、それを持つておるものがたくさんある、こういうものを国が安い値段で買ひ上げて、四百円で買つたものをうんと高く売るといふようなことを安い値段で買ひ上げて、勤労者の住宅用地に充てるといふような措置をとれば、供給量がふえるし、それから先ほどの公営住宅を建てる土地といふような問題も解決

つくだけけれども、これはやりつ放しにしておけば、みすみす手に入る土地も上がつてしまつて、半分か土地が買へなくて、供給が行き詰まるというところになつてしまふ。どうしても土地投機を禁止する、このことをやることが必要であらう、そういうふうな思ひます。それからまた大きい、そういう会社の持つてゐる土地資産、これは非常に大きなものでなければ、先ほど話も出たように帳簿価格と時価の間に大きな差があつて、いわゆる含み資産というふうな形でずつと持たれて、實際上の利益が隠されていく、こういうものはやはり正當に評価して課税していく、もちろん、一般国民の生活と経営に必要な土地は、さき総理が言われたように、固定資産税を引き上げられたら困るといふようなものがあるけれども、こういうものとは性質が違ふわけですから、こういう大きなものを持つてゐる膨大な含み資産というふうなものを正當に評価して課税するというふうな形で、税制面でもこういう大資本や大きな土地所有者が大きな土地を持つておつて、それによつて不当な利得を得ていくというふうなものを押えるということをする必要があるし、またそういうものに対して空閑地税をかける、あるいは売買によつて得た利益に対して特別の譲渡所得をかけるというふうな方法で、たとえば国が道路をつくる、いろいろな施策をする、そういうものに便乗しながらもうけていくというふうなものは、税で取り立てて還元させるというふうな方法をとる必要があると思ひます。そうして、こういうことをやらせなければ、やはり土地の投機を監視する民主的な機関をその土地の住民なり、民主的な団体なり、そういう人々を入れて都道府県から市町村ごとにつくつて、そういう土地の投機について不当な利得をするというふうなものを監視していくといふような制度も必要になるだらうし、それから国有地や公有地を大資本に不当に払い下げるといふようなことをやめて、それを国民のために使う。東京都の場合なんかでも、たとえば、巢鴨の刑務所あたりの問題にしても、中野の警察学

校のあと地の問題にしても、相当広い土地が大きい資本に払い下げられていくというふうな形で、先ほど総理は国有地、そういうものは払い下げない方針だと言われたけれども、実際には東京都はそういう形で払い下げていくというふうな事例になつてゐる。こういうことをやめさせて、そういう土地を国民のために使うという方針をとるなら、現在の土地が手に入らないために公共施設ができないといふような問題がもつともつと緩和されるし、解決されることになるだらう、私もそう思う。そういう点をやはり政府として考えてやつておきたいのかどうか。私も私どもは私どもの意見を述べて、それについて大臣のお考えをお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(保利茂君) 先ほど申し上げましたように、社会党や民社党からも貴重な御提案をいただいております。勘案いたしましてぜひ有効な手を考えていきたいと思ひます。

○委員(藤田進君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員(藤田進君) 御異議ないと認めます。

○委員(藤田進君) 御異議ないと認めます。

○委員(藤田進君) この際、委員の異動について報告いたします。

本日、米田正文君、奥村悦造君及び栗原祐幸君が委員を辞任され、その補欠として沢田一精君、楠正俊君及び内藤普三郎君が選任されました。

○委員長(藤田進君) それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○大河原一孝君 私は日本社会党を代表いたします。ただいま議題となりました都市計画法案及び同施行法案に対し反対の討論を行なうものであります。

近時、わが国におきましては、人口、産業の都市集中が急速に進行しており、特に大都市では著しく無秩序な市街化と、地価の急騰、公害、災害の激発、さらには交通の渋滞等により、都市の機能は麻痺し、人間の生活条件が失われるなど、きわめて深刻な状態となつております。申すまでもなく、このような過密の弊害は、民間企業の利益追求を放置し、市民不在の都市政策を続けてきた自民党政府の失政であることは明らかであり、保守政治の本質と限界を端的に物語つておると思ひます。

都市政策は、企業利益や経済合理性の追求ではなく、そこに住む大多数の市民のために行なわれべきであると考えております。また、公衆衛生を重点とする社会政策の計画的な推進によつてのみ着実に実行し得ると思ひます。

都市計画法は、大正八年制定の現行都市計画法にかわつて公益の立場より土地利用を規制し、広域行政執行、開発関係諸法規との体系化等をはからうとするものであります。が、このような観点よりその内容を検討してみますと、衆議院におきまして大幅な修正を経たにもかかわらず、なお、都市づくりの基本的法規としての体制を欠き、幾多の問題点を指摘せざるを得ないのであります。

以下、それらのおもなるものについて述べたいと思ひます。

第一は、土地利用の基本的方向が欠けておるという点であります。現在、全国総合開発計画は改定作業中であると聞いております。全国総合開発計画によつて産業に先行する土地利用が確立され、そのもとに首都圏、近畿圏等の地域計画が定まり、それらと有機的に結合して、初めて真の都市計画が決定され得ると思ひます。初め真の都市計画が決定され得ないままの今日の段階では、市街化区域、市街化調整区域の決定はいたずらに混乱をするのみで、不可能であると思ひます。セクショナルリズムを廃し、都市、農村を含めて土地の有効利用のため全国総合開発計画を早急に確定することが、まず必要不可欠な問題であると思ひます。

第二は、都市計画の策定に際し、住民参加の措

置が不十分であることでもあります。都市計画の策定は、うらはらの関係で住民に対する公用制限を内容とするものでありますが、この論拠は、まさに住民みずから定めた都市計画ということであろうと思ふのであります。都市計画の目的が、住民の幸福につながることを思うとき、都市計画策定の過程において、住民の積極的な参加を保障し、その後の住民の理解と協力による計画の実行性が確保されなければならないと思ふのであります。

第三は、農業政策との関連についてであります。市街化区域の農地について、農地法第四条等の適用を除外したことは、たとえ修正で届け出制になったとはいえ、都市周辺の優良農地を無視し、そこに働く農民の生活権を脅かすものであらうと思ふのであります。また、市街化調整区域については、都市、農業の両サイドより政策の谷間となり、農地についてもいつの日か市街化がもたらされるであらうというこの印象を与え、農民に大きな不安を抱かせるということがおそれられるのであります。

わが国の食糧自給体制や食糧確保の計画を明らかにして、農業政策と都市政策のきめこまかい調整が必要であらうと痛感されるのであります。

第四は、地価安定策を盛り込まないということであり、都市計画は土地利用を規制するものであり、市街化調整区域の開発行為が大きく制限されることの反動として、市街化区域に開発行為が集中し、また、優先的な公共投資が営まれることとなり、必然的に地価高騰を引き起こすこともおそれられるのであります。これに關して何ら対策を規定していないということであり、都市計画の今日の課題は、都市の無秩序なスプロールを防止するとともに、果てしなき地価の高騰に対処して、いかにこれを抑制し、効率的な事業の遂行をはかるかということであり、地価対策を無視することは、都市計画を砂上の楼閣化することと思ふのであります。

第五に、財政措置についてであります。新たな

都市計画法の実施に際し、その財政措置については、従来の都市計画事業から何ら前進も見ずして今日に至っております。一方的に住民と地方公共団体にしわ寄せをさせているという点であります。土地開発基金の創設は、衆議院におけるわが党の提案で盛り込まれたものであります。これを拡充するとともに、都市計画事業に対する国庫補助の引き上げ、地方債の優先扱い等、事業実施の裏づけ措置を確立しなければならぬと思ふのであります。

都市計画法が制定されてから四十八年、都市計画と都市計画事業とが分断されてきたこと、総合的都市法制度の母体となつていなかったこと、このために無効、効力なき計画に終わつてきたのであります。この点新法がどれほど計画と事業との密着をはかつておるか、この法案からは多くを見受けられないのは、非常に遺憾であります。以上、申し上げまして、私の反対討論を終わりたいと思ひます。

○委員長(藤田進君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。

まず、都市計画法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よつて本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、都市計画法施行法案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よつて本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○稲浦鹿藏君 私はいまだ可決されました都市計画法案に対して附帯決議を提出したいと思ひます。

都市計画法案に対する附帯決議(案)

政府は、都市計画法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、現下の都市化現象に対処し、国土の均衡ある発展を図りつつ適正な都市計画を樹立するため、すみやかに全国総合開発計画を改定し、国土全体にわたる総合的な開発、利用及び保全に關する計画を確立すること。

一、市街化区域及び市街化調整区域を定めるに當つては、市街化と農業との調整を図るため、農業関係機関等の意志が充分に反映されるよう所要の措置を講ずること。

一、市街化区域は、必要な範囲に止めるとともに、集約的優良農地は原則として含ましめないう指導すること。なお、当該区域における開発行為の許可を要しない面積の基準を極力引き下げるとともに、開発許可を要するものについては、その許可のあつたことを証する書面を農地転用届出書に添付するよう措置すること。

一、市街化区域内の農家で、離農ならびに他の地域に移住して農業を継続しようとする者に對しては、農業関係機関等を活用して健全かつ安定した就業の方途ならびに代替地のあつせん、取得等について遺憾なき措置を講ずること。

一、市街化区域内の農地転用に際しての土地改良費分担金の確保ならびに市街化に伴うかんがい用水の汚濁の防止等に万全を期すること。

一、市街化区域にある未利用の土地については、土地基金を拡充し極力これを買い上げ、公共用地の確保に努めるとともに、公共住宅の建設を促進すること。

一、市街化区域の優先的かつ計画的な市街化を

促進するため、当該区域内において行なわれる都市計画事業に關し、国の助成の強化等地方公共団体の財源充実のため格段の措置を講ずること。

一、市街化区域内の農地については、固定資産税等において過重な税負担をきたさないよう適切な措置を講ずること。

右決議す。

以上のとおりでございますから、皆さんの御賛成を願います。

○委員長(藤田進君) 稲浦君提出の附帯決議案を議題といたします。

ただいまの附帯決議案に対し、御意見のある方は、順次御発言を願います。――別に御発言もないようでございますが、発言はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。稲浦君提出の附帯決議案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(藤田進君) 多数と認めます。よつて稲浦君提出の附帯決議案は、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、保利建設大臣から発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。

○國務大臣(保利茂君) 建設委員会の委員皆さまの連日の御熱誠な御審議に對しまして、心から感謝をいたす次第であります。

ただいま御決議のございました都市計画法案に対する附帯決議につきましては、政府といたしましても、御趣旨を尊重してその運用に遺憾のないように万全の措置を講じてまいりたいと存じます。

○委員長(藤田進君) なお、本院規則第七十二条により、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じます。

すが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午後二時十分休憩

午後三時三十分開会

○委員長(藤田進君) これより建設委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について報告いたします。
本日、村上春蔵君が委員を辞任され、その補欠として近藤鶴代君が選任されました。

○委員長(藤田進君) 水資源開発公団法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、すでに提案理由の説明を聴取いたしておりますので、まず補足説明を聴取いたします。今泉水資源局長。

○政府委員(今泉一郎君) 水資源開発公団法の一部を改正する法律案につきまして、逐条的にその内容を御説明申し上げたいと存じます。

第八条の改正は、監事の権限を強化しようとするものでありまして、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、総裁または主務大臣に意見を提出することができるものとするのであります。

第十一条の改正は、役員となることができない者の範囲から国会議員等を除くこととするものであります。

第十八条の改正は、水資源開発公団の業務の範囲を改めるものでありまして、水資源開発公団は、従来の業務のほか、新たに、愛知用水公団から承継する愛知豊川用水施設の管理及び災害復旧工事並びにこれらに付帯する業務を行なうものとするのであります。

第二十条の改正は、水資源開発公団の行なうか

んがい排水にかかわる業務について、主務大臣が事業実施計画の認可をしたときは、利害関係人に周知させるため、その旨を公示しなければならぬものとするのであります。

第二十条の三は、水資源開発公団がかんがい排水にかかわる施設の改築の業務を行なう場合については、愛知用水公団法における場合と同様に、その業務にかかわる事業実施計画の認可をした旨の公示があった後に行なわれた土地の形質の変更、工作物の新築等についての損失の補償は、原則としてしなくともよいこととするため、土地改良法第二百二十二条第二項の規定を準用することとする規定であります。

第二十一条の改正は、愛知豊川用水施設の管理業務について、水資源開発施設における場合と同様に、主務大臣が施設管理方針を定め、これを水資源開発公団に指示することができるものとするのであります。

第二十二條の改正は、水資源開発公団は、愛知豊川用水施設の管理業務を行なうとする場合においては、水資源開発施設における場合と同様に、施設管理方針に基づいて施設管理規程を作成し、関係者に協議するとともに、主務大臣の認可を受けなければならないものとするのであります。

第二十五条の改正は、水資源開発公団は、愛知豊川用水施設を操作することによって流水の状況に著しい変化を来し、危害を生ずるおそれがあるときは、水資源開発施設における場合と同様に、あらかじめ、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとるものとするのであります。

第二十九条の改正は、水資源開発公団は、愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道もしくは工業用水道の用に供する者または流水をかんがいの用に供する者の組織する土地改良区に愛知豊川用水施設の管理及び災害復旧工事に要する費用を負担させるものとするのであります。

第三十条の改正は、愛知豊川用水施設の管理及び災害復旧工事の業務であつてかんがい排水にか

かわるものの受益地をその区域に含む県は、その業務に要する費用の一部を負担金として水資源開発公団に支払わなければならないものとするのであります。

第三十三条の二は、水資源開発公団がかんがい排水にかかわる施設の改築、管理及び災害復旧工事の業務を行なう場合については、愛知用水公団法における場合と同様に、その負担について農地関係者間の権利関係の調整を行ない得るようにするため、土地改良法第五十九条及び第六十二条さらに第六十五条の規定を準用することとする規定であります。

第四十三条の改正は、政府は、愛知豊川用水施設の災害復旧工事に要する経費の一部を、愛知用水公団法における場合と同様に、予算の範囲内において、水資源開発公団に対し補助することができるとするものであります。

第四十四条の改正は、水資源開発公団の余裕金について、銀行以外の金融機関で内閣総理大臣の指定するものにも預金できるようにするものであります。

第五十三条の改正は、主務大臣は愛知豊川用水施設にかかわる施設管理規程を認可しようとするときは、内閣総理大臣に協議しなければならないものとするのであります。

第五十四条の改正は、水資源開発公団の余裕金を預金することができる金融機関を内閣総理大臣が指定しようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならないものとするのであります。

第五十五条の改正は、愛知豊川用水施設の管理その他の業務に関する事項については、農林大臣を主務大臣と定めるものであります。

以上のほか、これらの改正に伴う条文の整理を第二十条の二、第二十三条、第三十三条、第五十二条、第五十四条等について行なっております。

附則第一条は、この法律の施行期日を昭和四十三年十月一日と定めるものであります。

附則第二条は、愛知用水公団の解散等に関する

規定でありまして、愛知用水公団は、この法律の施行の時に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その解散の時に愛知用水公団の承継することとするほか、愛知用水公団の決算等及び愛知用水公団の解散の登記について定めております。

附則第三条は、水資源開発公団が愛知用水公団の権利を承継するに際し、この承継の性質にかんがみ、不動産取得税及び自動車取得税は課さない旨を定めております。

附則第四条から附則第八条までは、愛知用水公団の解散に伴う経過規定であります。附則第四条は、この法律の施行後二年を限り、水資源開発公団に理事二人を増員することを定めております。

附則第五条は、愛知用水公団の国際復興開発銀行借款に対してなした政府の保証契約は、水資源開発公団が当該借款を承継する時において、水資源開発公団の借款について政府がなした保証契約となつたものとみなす旨を定めております。附則第六条は、国または地方公共団体の職員から愛知用水公団の職員となつた者が引き続き水資源開発公団の職員となつた場合においては、国家公務員等に関する共済年金制度上の在職年限の期間通算等を行なうよう措置することを定めております。

附則第七条は、愛知用水公団が作成した愛知豊川用水施設に係る施設管理規程は、この法律の施行時において、水資源開発公団が作成し、主務大臣の認可を受けた施設管理規程となつたものとみなす旨を定めております。また、附則第八条は、愛知豊川用水施設を利用して流水を発電、水道または工業用水道の用に供する者にかかわる当該施設の管理に要する費用の負担については、この法律の施行前にこれらの者が愛知用水公団とした契約があるときは、これによるものとする旨を定めております。

附則第九条は、愛知用水公団法を廃止すること

を定めております。

附則第十条から第十二条までは、愛知用水公団法の廃止等に伴う経過規定であります。附則第十

条は、愛知豊川用水施設の建設に要した費用の賦課徴収等については、愛知用水公団法の廃止後においてもなお同法の規定に基づいて行なうことを定めております。附則第十一條は、愛知用水公団の役員員で恩給法令の適用があつたものについて、恩給法上不利を生じないよう恩給に関する旧愛知用水公団法の規定は、なおその効力を有する旨を定めております。附則第十二條は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしております。

附則第十三條から附則第二十一條までは、愛知用水公団の解散に伴う関係法律の一部改正に関する規定でありまして、地方税法、土地収用法、農林省設置法等の規定から「愛知用水公団」の文言を削る等の措置を定めております。

以上が、水資源開発公団法の一部を改正する法律案の逐条的な内容であります。

○委員長(藤田進君) 水資源開発公団法の一部を改正する法律案審査のために必要な場合には、水資源開発公団の役員員を参考人として随時出席を求めるとし、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(藤田進君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(藤田進君) これより質疑を行ないます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○沢田政治君 ただいま議題になっている法案について質問するわけでありますが、私はこの法案については全くのしろうとでございまして、私の質問する内容が、どこの省の所管になっておるか、もわからぬほどでございまして、答弁の際には、自分の所管の答弁に属すると思う場合には、皆さんのほうから答弁を求めてやっていただきたいと思ふわけですが、

まあ、法案の内容、若干こう見ていますと、内容としてはたいした改正ではないわけでありまして、単純でありますね。水資源公団に歴史的な使命を——歴史的な使命というところになるかどうか、愛知用水公団を吸収するというところで、中身はですね、そうしたいことではないと思ふんですが、きょうはそれに関連して基礎的なことをお聞きしたいと思ふのであります。二十一日に予定されておる委員会、時間が許されるならばもう一回再質問したいと思ふんですが、そのためにひとつ基礎的なことをお聞きしたい、このように考えるわけでありまして。

最近制度がいろいろある特殊法人ね、これを大體行管等の考えもあつて縮小するという方向をたどつておるようでありまして、これを縮小——まあ設立するときは、それぞれの目的があつて設立し、今度は立場を変えてこれを縮小する、こういうことに相なるわけでありまして、このねらいというか、特殊法人を縮小するというねらいというものは、私は大きな意味では知つておりますけれども、ほんとうのねらいというものは何か、この点をひとつお聞きしたいと思ふんです。

○國務大臣(宮澤喜一君) こういう特殊法人が生まれるに至る理由は、いろいろございましてけれども、一般的に申しますことは、役所の仕事としてはいろいろな意味で適当でない、しかし民間のビジネスにまかせるのも適当でない、そういうたやうなものについて、特殊法人が生まれるケースがたいへん多いように思ひます。そこで、しかしさうもそれが少く、あんまり傾向としてたくさんさういふものが毎年できていくということになりまして、どうも行政のそのものの直接の責任でもなし、自由競争でビジネスが行なわれるというものでもない。やはり両方のいいところを合わせたものは必要不可欠なものに限るべきではないか、という反省が近年生まれておるように思ひます。それが一般に特殊法人をできれば縮小したいと考

えるに至りましたおもしろい理由ではないかと思ふんです。

○沢田政治君 一体、現在どれくらい特殊法人がありますか。これは正確でなくてもけっこうです。それでどれくらいそういう特殊法人があるかというところ、特に私は特殊法人の役員の人事については、私の憶測かも知れませんが、いろいろな政治的に好ましくない話もちらほら聞くわけでありまして、したがつて特殊法人の数、どういふものがあるか、名称ですね。それと、この役員の氏名ですね。それと、まあそれだけのお金を、報酬を取つておるものか。これは将来のいろいろな面についてよくは参考になると思ひますので、お聞きしたいと思ふんです。さらにもう一つは、これをどういふ角度から、だれが役員員の人事を指名するの、この点をまずつまびらかにしていただきたいと思ふんです。

○國務大臣(宮澤喜一君) この点は、概括的には政府委員から申し上げたいと思ひますけれども、非常に数がおそろく多うございまして、役員員の名前、報酬というようになつてまいりますと、相当件数が多いと考えますので、正確には資料をもつて申し上げることにさせていただきます。いま概括のことを政府委員からお答えいたさせていただきます。

○政府委員(今泉一郎君) 特殊法人の総数につきましては、たいへん恐縮でございまして、ただいま若干の資料でございますが、正確に後日できるだけすみやかにお手元まで差し上げたいと思ひますが、役員員の数につきましては、さしあたり水資源開発公団のほうの役員は総裁一名、副総裁一名、ほか理事八名、監事二名合計十二名、こういうことに相なつております。それから愛知用水公団のほうは理事長一名、副理事長一名、理事三名、監事一名、計六名、かよう相なつております。そして任命方法は水資源開発公団のほうにつきましても、総裁は内閣総理大臣が任命されることになっておりまして、副総裁並びに理事は、総裁が内閣総理大臣の認可を受けて任命する、かように水資源開発公団法第九條によつて定められてござい

ます。愛知用水もそのような状況になっております。

○沢田政治君 特にこれはこの人事の指名といふますか、なお人事権はこれは総理府ですか、どこでやるんですか、各特殊法人の役員の人事はどこでやりますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) これは私も全部を詳しく存じませんし、おのおのの基本法でいろいろな形になっております。が、一般に総理大臣が任命するといふ場合には事実上の問題といたしましては、その特殊法人を所管いたします國務大臣がまあ腹案のようなものをもちまして、そして総理大臣と相談すると、実際はそういう形をとる場合が事実問題としては多いように承知いたします。

○沢田政治君 私あえてこれを聞く理由は、まあ皆さんのほうの所管じゃない、農林省の所管だと思ひますが、八郎湯、ぼくの選挙区は八郎湯干拓事業団ですか、こういうのがあつたわけですが、その人事を見てみますと、農林省とか役所の天下りのようなものもありまして、——そのよしあしを言っているわけじゃないんです——さらにはまた自民党の衆議院の落選した者を理事やなんかへ、どういふ政治的な立場で持つていくのか持つていつて、今度は市長候補になる、当選したならばやめる。一年か二年間。こういうばかんなことがいのかどうかということですね。私は厳正な意味で、その事業団にとつてその人の能力が識見が欠くべからざるものであつたならば、いかなる前職にあつた方でも私は理由がつくと思ふわけでありまして、干拓事業とは全然縁も関係もない、知識も造詣もない者を、選挙で落選したから失業救済のようにならうという者を持つてくるというのは、これは宮澤大臣の御所管じゃないかともわかりませんけれども、どういふものでしょうか。これはあなたの感想を聞きたいと思ふんですね、これは。○國務大臣(宮澤喜一君) 一般に特殊法人の役員は、学識経験ある者から選ぶべきものと考えまして、国会議員をしておられたような方は、学識経験ともに豊かであるというふうにならば一般に考えられ

ておるのではないかと存じておりますけれども、具体的な場合につきましては、ちょっと私、つまびらかにいたしておりません。

○沢田政治君 国会議員に学識経験があるかどうか、ここで押し問答しないわけでありませうけれども、これは万端の神じゃないと思うのです。国会議員の中に、干拓事業に対して深い知識というものがある方も私はあると思うのですが、よく言っておる方は、全然干拓事業なんというものの関係がないのです。これはやはり、将来の何と云うか、そういうものを持ち込まないために、たとえ非常に重大にやせざるをえないにしても、必要があると思いますが、このことだけを質問しておても始まりませんか、先に進みますが、愛知用水公団ですね。これは昭和三十一年に始まって、大体仕事を終えて、今度は水資源公団に吸収されるわけでありますが、現在までどういうことをやってきたのか、それでどういう状況にあつてそれを吸収しなければならぬのかということとを、そうめんどうくさくなくとも、簡略にいままでの功罪、罪はないかもわかりませんが、施策というものを、今日に至るまでの経緯をお聞きしたいと思うのです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 愛知用水公団は、愛知豊川用水の仕事を今年をもちまして終了いたしましたので、冒頭に申し上げましたように、特殊法人整理という方針もございますし、かつ、水資源公団が包括的に似たような仕事を全国的にやっております、類似の仕事でございます。そこで、これを統合することが望ましい、こう考えたわけでございます。

愛知用水公団は昭和三十年の十月に設立されましたが、愛知用水の着工が三十二年、通水いたしましたのが三十七年の四月でございます。豊川用水は国営土地改良事業を三十六年に承継いたしました、本年の五月、全面通水をいたすわけでございまして、設立されました目的をほぼ完了したと思ひますが、相当な長い間の経験によつてすぐれた

技術者、経験等も持っておりますので、たまたま水資源公団の仕事がきわめて類似しておりますから、そこにその人たちがも承継していこう、こういう考え方でございます。

○沢田政治君 愛知用水公団の事業目的は、当初は、特に農業用水ですね、開田、開畑、こういう一つの目的意識を持って出たかと思つたのですが、今日では相当農水道、工水とか上水、こういうほうに需要がふえつた、こういうことを聞いておるわけでありますが、非常に結果が、事志と違つた結果が顕著に出つた、あるということ、私はおぼろげながら聞いておるわけでありますが、一体、水が農業にどのくらい、工水にどのくらい、上水にどのくらい、こういうのがおわかりであつたら、ちよつとお伺いしたいと思つたので、

○説明員(佐々木四郎君) お答え申し上げます。概数でございますが、こまかい数字、端数を省略いたしますと、当初全体で約三十三トン毎秒の水を愛知用水の地域に送水いたしまして、このうち約一トン余りの水を工業用水、上水道のほうに回す、その残りは農業用水、こういう計画でござい

ましたが、その後知多半島、名古屋の周辺等の土地利用の状況、経済の変動等がございまして、地元の方々の強い要望もあり、それらの水の一部を都市用水のほうに転用したいという強い希望もございまして、事業が完了いたしました直後ごろに、約三十三トンの水を都市用水のほうに転用いたしました。さらに最近に至りまして、なお工業用水の需要の増大、都市人口の増加等がございまして、これも地元愛知県の他の方々の強い要望によりまして、約三・八トンの水を都市用水のほうに転用することになりました。

さらに、今後、将来の見通しでございますが、ただいまのところ、昭和五十年ごろの水の需要の見通しを県のほうでも、地元の方でも立てておりまして、それによりまして、約八トンぐらいの水がそのころまでに必要であるということでございますので、それらの水を愛知用水の施設、

水の水源量等から、転用できるように、これにこたえられるように考えておりますが、片方ではこれらの地域のいわゆる農用地、水田、畑等の土地の農用地から他のほうへ変わっていく事情が非常に急激でございまして、そのことのために、かんがい用水の一部が要らなくなるということもありまゝです。それらのものを一方の都市用水の需要のほうに振り向けていく、こういう方法で、いま御指摘のように、当初の用途別の水の需要とはかなり変わつてきておりますけれども、地域の特性からいたしまして、また地域住民の強い要望もございまして、そういうふうに変動してきておるわけでございます。

○沢田政治君 愛知用水公団が水資源公団の中に吸収されるわけでありますが、特にこれに関連しておると思ひますが、農林省のほうで国営で農水のほうをやつておる面もあるわけでありませう。したがつて、私聞くとところによると、国営でやつておるもののほうに水資源公団のほうでほとんど侵蝕してくる。いままでもあつたわけですね。そのうなると、いままで国営でやつておるものの、何というか、仕事というものがなくなるわけでありませう。しかも、国営でやつておる方々は、私の知る限りではほとんど地元の方が多くわけです。したがつて、仕事がなくなくなるとつてかわられ

る。そしてどこか遠いところに配転をされるというところで相当深刻な問題も出つたやうに私は聞いておるわけでありませう。この法案が出てくる直前まで、農林省のほうではすくく反対をした。農地局長でございませうか、からだを張つてもこれを守らなくちゃならぬ、こう言つておつたそうでありませうが、最近になつてこの法案が出てから、これはやむを得ないというPRをしておるそうですが、その統合の経緯、農林省等に及ぼす影響、どういう……これは相当各省間で経済企画庁、あるいは農林省とお話し合ひになられたと思ひますが、その経緯をちよつとつまびらかにしてもらいたいと思ふんです。

○説明員(佐々木四郎君) ただいまの御質問の点につきまして、一つは国営事業で現に工事をしておりますものを途中から公団の事業に移す。こういう場合がまず御指摘の点でございませうが、確かに過去におきましては、豊川用水の例とかあるいは千葉県における印旛沼の例とかございませうけれども、農林省が国営事業でやつております全体の事業分量からいいますれば、まさにこれは特殊な例だといふことができます。ただし、その地域の問題、あるいはその事業所に勤務される職員の人たちの立場から考えますれば、非常に大きな問題ではございませうが、この切りかえした基本的な考え方は、端的に申し上げれば国営事業でやつてまいりますよりは、公団事業でやつてまいりますのメリットが、はるかにそれらの事業については大きい。事業進捗が非常に早くまいりますし、多目的な性格の事業でもありますので、事業を早く完成させていきたい、こういうことからそういうことをやつてきたわけでございます。これは非常に特殊な例でございませうので、今後そういう国営事業を途中から引き継ぐといううなことは、私もといたしましては、そういううなことが起こるとは考えておりません。

それから、今回の愛知用水と水資源公団が統合するに至りました経緯についてのお尋ねでございませうが、農林省といたしましては、なるほど今度予定しております木曾総合事業というのと三重用水という国営事業がございませうが、これらの事業は、いずれもまだ本格的な工事に着手いたしておりませうので、これからこれを進めていこうという段階でございませう。たまたま愛知用水公団がすぐそのそばで一つの大きな総合開発事業を完成いたしました。その例からいまして、地域の民たちもああいう方式でやつてもらいたいということも強く要望いたしておりますので、そういうふうにしたわけでございます。いまお尋ねの、私どものほうでからだを張つてもというふうなお尋ねでございませうが、これは国営事業の承継について、愛知用水のほうで決まらないうのでございまして、愛

知用水公団のやり方なり、やつてきた実績なりというものが、今後進められようとした先ほども申しました木曾総合事業、三重用水事業、これらの地域の関係者が強く要望しておることからいたしまして、公団方式を適用すべきであるということ、強く私も要望しておいたわけでございます。今回こういうふうになりましたのも、実質的に公団の方式がとられまして、地域の方々の要望にもこたえられるというふうに考えておりますので、今回の水資源公団との合併によって、われわれが考えておった希望も達せられる、こういうふうな考えておるわけでございます。

○沢田政治君 きょうは一方交通の質問になると思いますが、そうすると、たとえば一番最初にお聞きしましたように、特殊法人は廃止ということ——廃止といかなくても、事業がなくなれば廃止になるわけですね。そうすると、そこにはやはりある程度の従業しておる人たちがおるわけですね、人間が、人がおるわけですね。そういうものを将来どの方向に持っていくのか。その場でこれは解雇しちゃうということ、これはできるものではないのですから、そうすると、やはり勢い水資源のほうに吸収するということになるのではないかと想像されるわけですね。そうすると、水資源の事業量も四大水系ですか、五大水系ですか、一応そこだけだということになっておるのではありませんか。これは人員もふくれ上がってくるんじゃないですか。したがって指定水系外はやらせないという原則と非常に相反してくると思うのですね、特殊法人をどんどん減らしてくると。そういう処置がどういふようになされるのでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) さしづめ木曾、三重といったようなところの仕事をしなければならぬわけでございますから、おそらくその仕事にいまの人たちしばらく専念をしてもらうことになるかと考えております。愛知用水公団の職員等は、一切そのままの地位で水資源公団が引き継ぐということとでございますので、本人が希望でない限りは離職をする、失職をするということは起こらないわけでありまして。

それから、水資源公団そのものにつきまして、現在五大水系をやっておるわけでございますが、将来五大水系に限るという考えはいたしておるまい。水資源の総合開発が必要であるという水系は、ほかにもあるように考えられますので、むやみに手を広げるという意味ではございせんが、仕事が済めばまた新しい水系に取りかかっていくということ、これは方針としてはそう考えておりますので、仕事はわが国の水需給を考えますと、まだまだ非常に多いと、こういうふうな判断をいたしておるわけでございます。

○沢田政治君 いまの答弁では、まだ問題私が持っておりますし問題があると思いますが、先に進みます。

そこで愛知用水公団の地元負担金ですね、お金、これが聞くとところによると相当未収金が残っております、こういうことを私聞いておるわけでありまして、一体どれくらい未収金が残っているのか、お知らせ願いたいと思ふんです。

○説明員(佐々木四郎君) 愛知用水公団が水資源公団に統合される場合に残りますその時点の未収金は、約三十七億でございます。

○沢田政治君 そうでしょう。昭和三十七年これが通水してから昭和四十一年の間に未収金は三十七億、収入はわずかに五億、こうなっておるわけですね。四十二年は二億、二億ちょっとです。これをどうして未収を徴収しますか。そういうめどがありますか、手段がありますか。このままほうっておいていいのですか。これはだれが責任を負うのですか、こういう未収金を残して。物理的には、当初の一つの設立の目的は、もちろん農地の開田、開畑、それからさつといろいろな技術革新とか高度成長によって事情が変わってきた点もわかるけれども、しかしこの三十七億、円というものの未収金をかかえておるといふことは、私は明らかに政府の責任だと思ふのです。これは、どうしてこれは決着つけますか。決着つけなければいかにして決着つけるのか。そのめど、

方法、こういうものを具体的に示してもらわなければ……未収金は未収金だ、仕事終わった、今度は水資源に吸収だ、こういうことじゃ話にはならぬではありませんか。

○説明員(佐々木四郎君) ただいま数字を申し上げましたが、またその点に關しましての御指摘の点、数字上から見れば確かに大きな問題でございますし、また愛知用水の農民負担金の未収金ということ、実は過去数年にわたりましたことになり成績でございまして、この点につきましては責任ある官庁といたしまして、たいへん残念に思っておりますわけでございますが、近年、と申しますとごく一、二年前ごろから特にこの点につきまして、いろいろ地元と、土地改良等とも折衝を続けまして、最近に至りましてはほぼ地元の方々の了解もできまして、当初考えられておりました農民負担金の限度の範囲内におきまして、今後未収金の徴収をやっていくということが大体決定しております。

で、この方法はいろいろ複雑でございますが、概略申し上げますと、先ほどちょっと申し上げましたように農業関係の水の需要が減りました都市用水のほうに水の需要がふえましたことから、都市用水側の水の負担金といふことが、水の使用料金というものが収入として入ってまいります。一つ、これが一番大きいのであります。それが、でもなおかつ残されますが、これは地域の農家負担金でございますが、これは当初愛知用水の賦課をいたしました時期の償還条件よりは、一方農林省でやっております国営土地改良事業等の償還条件が有利に緩和されておるといふ事情もございまして、そういうものを、愛知用水のほうにも新しい方法を適用して、農民負担金の軽減をはかりたいというふうなこともございまして、さらにはまた、愛知県当局がこの農民負担金に對しますもの、一部を県当局の援助によりまして軽減をはかるというふうなことをいろいろやっております。今日段階では、さほど支障なく未収金の徴収ができる見通しになってきておるのであります。確かに三十数億の代金を今日なお残しております。

ますことは、何ともわれわれといたしましては弁解の余地はございせんけれども、その後の努力によりまして、いま申し上げましたような事情になっておりますことを、御報告したいと思ひます。

なお三十六、七億の金が残っておりますのに対して、いままで徴収いたしましたものが約五億ぐらいいしかございせんのは、この五億と申しますのは、いま申し上げましたようなごく最近の徴収成績があがってきたために、その五億というぐらいの金が入ってきておりますことも、あわせて申し上げておきます。

このような事情が動きつづありますので、私もいたしましては、今度の統合の時期までにはこれらのことがはつきりさせられると、こういうふうな考えておるのであります。

○沢田政治君 非常にいま未収金は徴収できる、明るい展望があるような御答弁のようですが、私の現地から聞く限りにおいては、いまあなたが答弁されたような簡単な事情じゃないというように聞いておるわけでありまして。したがって、もう一回私は再確認の意味で質問するわけでありまして、十月一日から吸収になるわけですね。それまで間に違いなく三十七億円の未収金が決着、整理つくかどうか。もしつかない場合は、これはもう責任だと思ふのです。絶対それまでに決着つけ得ると、でなければもう責任を負うと、責任をとるといふような御確答できますか。

○説明員(佐々木四郎君) ただいま申し上げておりますのは、この未収金の徴収を正規のルートに乗せるということでございます。三十数億の金を一挙にこの十月一日時点までに徴収するということではございせん。農林省で、農民負担金の徴収には非常にこまかいいろいろなルールがございまして、その償還期間までには完全にこれらの未収金も全部徴収できるように、もちろんこれには利子等も加算されますけれども、そういう方法を十月一日時点までには必ずやらなければならぬし、またやる覚悟

でいいます。

○沢田政治君　そうすると、十月一日付で吸収されるわけでありますので、今度は未収金を徴収する責任はどうなるのですか。もう愛知用水公団というのとはなくなるのだから、当然だと思ふけれども、水資源開発公団のほうに移るわけですか、この未収金の徴収する責任は。その付近の区切りはどうなるわけですか。

○説明員(佐々木四郎君) 先ほど法律案の御説明の中にもございましたが、統合されましたあとは、愛知豊川用水の問題、こういう管理の問題、負担金の問題は、すべて農林大臣の監督下に入ります。それで、機構、制度すべて水資源公団の組織の中に入りますけれども、この問題につきましては、従来の経緯もございますので、農林省のはうで責任を持って先ほど来申し上げておるような方法で処理していきたい、こういう考えでございます。

○沢田政治家 愛知用水公団は国の金で、あり余る金でつくったのじゃない。それぞれ世銀を含めて三つの部門からお金をお借りして、用立てしてもらって発足し、事業をやつて完了せんとしておるわけですが、したがつて、いままでのこのそれぞれの三つの部門に対する償還額と、未償還額はかういう状況になっておりますか。

○説明(佐々木四郎君) ちよつと数字にわたりますので失礼いたしました、愛知用水公団がいまままで借りました額は、世界銀行と、余剰農産物の資金と、それから政府の運用部資金でございますが、世界銀行関係が十七億五千四百万円、余剰農産物関係が百二十二億五千万円、運用部資金が二百二十七億一千九百万円ございまして、合計三百六十七億二千三百万円ということになります。これに對しまして現在までに——現在までと申しますのはことしの三月末でございますが、償還落着きの元本を申し上げますと、世界銀行が五億九千三百万円、余剰農産物が二十三億三千八百万円、運用部資金は二十五億一千六百万円、合計五十四億四千七百万円でございます。さらに残されておる

未償還額の元本を申し上げますと、世界銀行が一億六千万円、余剰農産物が九十九億一千二百万円、運用部資金は二百二億三百万円、この合計が三百十二億七千六百万円でございます。

○沢田政治家　まあ関係者の話を聞くと、水資源の開発には三つの方式があると、いままでの実績からいってですね。まあ愛知用水公園方式ですか、さらに水資源開発公園方式、さらに国営事業方式、こういうことを聞くわけですが、それぞれ特徴があるようでございますので、大体この三つの方式というものはどういう特徴を持っておるのかですね、ぼくは二十一日に質問する関係があるので、その特徴というものをここで明確にしてみたいと思うのです。

○説明員(佐々木四郎君) ただいまの御質問に
対しまして、農林省からお答えするのはあるいは
當を得ないかもしれませんが、事情はよくわかっ
ておりますので、私どものほうからお答えいたし
ますと、國營特別会計方式と申しますのは、いろ
いろこまかい規程はございますが、この三方式に
関連する業務の内容についてだけ申し上げますと、
國營特別会計方式では、これは農林省の國營
でございますが、農業以外の水道とか、発電と
か、こういうものも含めてやる場合がございます
が、この場合はこれを受託事業としてやること
にいたしております。それから水資源公団の場合

やり方と、もう一つの特徴はすでに完成しておりますように、上流のダムから末端の水路まで、一括して末端まで一貫施行をいたしましたのであります。大体概略そういうことでございます。

○沢田政治君 私、どうもひがんで考えるわけじゃないけれども、たとえば水資源公園にいろいろな何というか、事業がたくさんあるわけですが、その中でなぜこの木曽川の総合開発、さらに三重用水の二つの事業だけ一貫施行方式といえますか、基本計画から最後まで一貫施行方式でやるのは何かと思うのですね。ぼくはやはり政治というものは平等でなければいかぬと思うのですよ。特定の地域だけに有利なような工事やって、他の工事は少々負担が重くてもいいというようなことと

は、私はやはり国の政治から見た場合に非常にいびつじゃないか、片手落ちじゃないかと思う。特に農業開発ということになると、東北地帯は将来農産物の供給地帯——ゾーンになるようですが、やはり東北地帯でもこういうものを同じような方式でやるべきだと思うですね。ぼくはしろうとでよくわからぬけれども、ちょっと説明を聞くと、非常に何といいますが、差別があると思うのですね。これはえらい政治家がおったのか、大臣がここに出ておってこういうことになったのかわからぬけれども、これは一貫してやるべきだと思うのです。が、宮澤企画庁長官どうですか。

れていて関係もございまして、本来、家が一緒になれば水資源の家風に統一すべきものなのかもしれせん。しかし、そこはやはり経過的にあまりそれを性急にいたしますと、地元にも何か割り切れないものを残しますし、それから両方融和してやつていくということなども考えますと、ある程度の妥協はこれをするともやむを得まい。本来、これ公団を統合するということは、行政簡素化であれば、職員なんかにつきましても整理できるものは整理をしろという、きびしく言えばそういうことにもまたなるのでございましょうが、その辺も、そういうたのではなかなか統合するといふことが現実にはむずかしいものでございすから、まずまずそこは現実的な妥協をしたということでございす。その点、しかし木曾、三重がそうなら、今後そういう甘い条件をほかにも適用しなければ不公平になるじゃないかと言われますことは、私はそれ自身には反論することは実際できないと思うのでございすが、たまたまそういうことでありましたから、この二つに限つて在来愛知用水公団の方式を踏襲しよう、こういうことになつたわけでございす。

○委員長（藤田進君） この際、私から若干の点についてただしたいと思います。

まず劈頭、資料要求をいたしますが、水資源開発公団で今度愛知用水公団の引き継ぎ、吸収を含めて、各水系別の工事計画概要と、これが完成見込みと予算の点についての資料をお願いしたいと思います。

宮澤長官にお伺いたしますが、現在のわが国における利水関係の行政は、いま愛知用水公団と水資源公団との整理統合が行なわれるということですが、それ以外にも特殊会社としては電源開闢会社があり、あるいはプライベートな企業としても九電力会社があり、さらに地方公営水資源開闢があり、さらに農林省が農業用水、非常に狭い国土にかかわらず、特殊な、あるいは公的なものが非常に多いんです。で、一貫して水系開発をするということになれば、ますますこれらの統合とい

うことは無理としても、人的にもあるいは機材など、二重投資、三重投資ですね、私も見ていて、これではたいへんだと思うものが多いのです。したがって、減価償却の基準年次等を見ても、これまた千差万別。そこで今後においてはやはりこれらを国の政策としては、できるだけ一貫性を持たせていくような形態なり当面の運営なり、これをやらなければならないのじゃないだろうか、これが一つです。したがって、当面電源開発株式会社、これは大規模開発は大体終了して、保有発電所の運営というところに期待を持たれて、現状では若干石炭火力の開発ということになったわけですね。これは国総合開発等の見地からも、経済企画庁はもうそろそろものを言うべきで、行管の木村長官あたりからあれこれよく出ますけれども、やはり国土計画面から発想したものが出ていんじゃないかならうかと思うのですが、電源開発会社等について具体的にはどういうお考えなのか。

それから次は、どうも国家資源の開発、水資源の開発のみならず、住宅にしまして、あるいは道路開発にしても、特定地域に非常に偏在をしています。私の調査では、公共投資については北海道から九州を見ますと、かなりアンバランスがあります。これは当面緊急対策としての予算の配分ということもありましょう。たとえば万博とか、オリンピックとか、あるいは冬季オリンピックあるいは国体、要するに予算をとるための手段としていかに万博を誘致するか。これでもい、や京都だ、大阪だとか、これは要するに結果的に見ると、万博を誘致して何とか日本の名声を高めると、そういう非常な次元の高いことよりも、それをとれば、これを成功させるためにいうことで、今度も万博は約六千三百億だったと思うのです。それだけ他地域に非常な各影響を持つてきているのです。国体なんかについても、一体どうするか。冬のオリンピックにまた取られてですね。国家財政の運営について非常に問題がある。ことに、たとえば中国五県ですね。これは宮澤長官も中国の出身ですが、どうもくしくも総理大臣や大

臣が出ているところが案外漁撈地帯なんですね。これはやはり日本の場合には我田引水とか、こういう忌みきらわれることが依然として残っている関係か、あるいは国会の運営その他の政策的見地からか、どうも岸内閣、池田内閣、佐藤内閣と、中国は多年総理を出し、まあたしか中国からは、限られた範囲で五名か六名かの大員が出て、その前も……というようない調子で案外国家財政の導入というのが非常に立ちおくれおるというの、何か偶然のようななに出てくるのですね。

そこで私は、あまりそういうことで遠慮なさると、地域住民は大変や総理を出したというその喜びが幻滅の悲哀になる。たとえば住宅公団の支所を設けるといっても、なかなか中国にはこれが実現しない。あるいはまた水資源でも、江川のようにたいへんな水資源がむだに流されているのが、電源開発会社がまた手をつけず、あるいはまた水資源公団でこれを高度利用するというのもいまだ聞かない。わずかにここ数日前に業界紙を見ると、島根県が五千万円ですか、中国電力が一億何百か、寄付とか出資とかして、あれを見る限りでは約二億ぐらい、これでひとつ江川開発公社をつくるということが調印されたということを、業界紙を通じて私は数日前に見ました。これなどに至っては、これは国家資源としてこれを扱う河川法の改正等から考えても、そういうとかく一部限られた特定県なり、しかも全く小手先な——今日の科学技術の、また工事能力が非常に高度化しているときに、もつと国家的見地で開発をしていくという発想に立たなければ、必ず将来また発電所をぶつつぶして水没させて、もつとより大きな規模のものを開発するというようなことが、中国地方ではしばしば行なわれてきていますね。そういう点からも先手を打って、企画庁あたりはものを言うべきときではないだろうか、こう思うわけです。したがって、こういうものはほかの水系にもあろうかと思うのです。これは地元の県営その他で開発しようという気持ちが強いために、国が手が出せないという場合もありましょうし、国に遠

慮してという場合もありましょうし、いろいろケースバイケースでありましょうが、いま具体的事例をあげた江川について検討をされる時期に來ているんじゃないだろうか。あわせて先ほど申し上げた江川開発公社なるもの、これの実態等について、ここでひとつお聞かせをいただきたいと思ひます。これは河川局と水資源局長等で詳しくわかれば、教えていただきたい。

それから、進藤総裁ですが、私はいま申し上げた意見を実は持っておりますが、水資源公団とされては、まだあと三重、木曽その他が残され、いま指摘しました江川などについても、もつと能率的に、二重、三重の投資をしないように、かつては、少なくとも水力発電の五千キロ以上は、進藤さんもおられた日本発送電ですね、日発が開発を一貫してしていたわけです。工事が終われば次の工事に技術はどんどん利用されていく、機材も利用されていくという、二十三年前にかなり高度な運営がなされていたのに、いまは全くばらばらですが、これではいかげんなものであらうかと思うわけですが、水資源公団とされて遠慮なくひとつ将来の構想等を含めて、御所信を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) まず利水事業が非常にばらばらであるということにつきましては、確かに私もそういふ感じを抱いております。水資源開発公団は、御承知のように総合開発を必要とする水系を指定したものにすぎまして、ただいま仕事をいたしておりますが、これにつきましては、将来とも現在の五水系に限るということは考えておりません、必要なものからさらに仕事をしたいというふうな考えに考へていくわけでございます。確かに調整ということは、しかし必要でありまして、私も電源開発審議会などでは、水資源の見地から問題をあわせて検討することと、従来からいたしております、まだまだ調整が足りないということは、委員長の御指摘のとおりでございます。実際問題といたしまして、統合ということになりますと、水資源公団ができて

したときにも、ああいうむずかしいいきさつがございましたので、将来の理想は理想といたしまして、当面各省間で、あるいは地方団体も含めまして、よく調整をする必要があると存じます。そういう努力をいたしたいと存じております。

それから、電源開発株式会社のごときでございますが、これは私主務大臣でございますので、確たることを申し上げることはできません。現在、将来の原子力発電というものがどうなるかというこの見きわめとの関連で、電源開発株式会社の将来というものはきまっておりますのではないだろうか、ということをお私にはたから見えて感じております。自分の意見をこうと申すほどのまだ研究なり用意がございません。

それから、公共投資の偏在ということにつきましては、そういうことが確かにあるようにございしますが、開発全体の立場から申しますと、私もやはり東北と山陰地方、四国南部、九州南部、これらの四カ所ぐらいが非常に開発投資がおくれている。開発というのは何も産業開発ばかりではございません、開港場、それにいたしまして、投資がおくれているという印象を持っております。これは全国総合開発計画を本年中には新しいものをきめたいと思っておりますので、それらの中でもそういうことをよく検討をして、アンバランスをなくしていきたいと思っております。

なお、万国博覧会につきましては、これは私も国の仕事というふうに認識をいたしております。たまたまその場所が近畿地方であったということでございますが、これは国の総力をあげての仕事というふうに考へております。それから江川の点について御指摘がございました。これは確かに非常に大きな水量を現在むだに流しているというところは、まぎれもない事実だと思ひます。しいて申しますれば、この水は十分使えるところればこれは山陽側であつて、山陰側ではないと思ひますが、一応山陽側の水事情が現在の段階では需給がまああ合っておりますために、事

態をそのまま放置しているわけですが、将来はもう水の需給が山陽側でアンバランスになるということは明らかでございます。したがって、ダム群をつくったり、調査をいたしたりはいたしてありますけれども、本格的にどうするかというところまで至っておりません。私の見ますところでは、やはりどうもこの水は自分の県の水だ、あるいは山陰地方の水だというふうな、どうしてもそういう地域感情が入ってまいりますので、やはり地元で開発計画というものをつくって、そうして地元自身も利益をするのである、何か山陽側が水を取っていったら、水没するのは地元ではないかといったような、そういう感情にならないような基本的な開発計画というものをつくって、そこから事を始めていくということが現実の問題としてはいいのではないだろうか。先ほど御指摘のように、江川開発公社というものができるといふことを聞いておりますが、これなどもそういう努力への第一着手であるといえますと非常に歓迎すべきことであって、私どもでもできるだけ江川沿岸地区の総合開発という目的を助けていって差し上げたい、かように考えております。詳細には各省の政府委員から申し上げます。

○政府委員(坂野重信君) 建設関係お答えいたします。

先生御指摘のように、確かに江川の水資源の点からいいますと、従来の開発はほとんど電源開発でございまして、水資源のための開発というものはほとんど行なわれておりません。それから一方治水の関係から言いますと、現在、三次等を中心にして、河川の改修を行なっておりますけれども、これもやはりダムによる洪水調節をあわせて考えなければ、治水の完ぺきを期することはできないわけでございますので、そういう観点から洪水調節のためのダムの地点というものを、現在予備調査の段階でやっておりますと、とりあえず下土師ダムにつきましては、今年度から実施のための工費がついておりまして、目下関係県の間で調整をはかっております。できるだけ早急に

基本計画をまとめて、工事の着手をはかっているというふうな考えでおります。この洪水調節にあわせまして水資源の開発問題が、山陽方面で先ほどお話ございましたようにあるわけでございます。これらを含めて、なお発電の要請等も含めまして、とりあえず下土師ダムについては、特定多目的ダム法によって工事の着手をはかっている。その他のダムにつきましても、先ほど申し上げましたようにできるだけ洪水調節と利水とかみ合わせて、地域の総合的な水資源の開発に資するように考えていきたいというぐあいに考えております。私どもの一応の目算では、山陽地方には昭和六十年で、これは一応試算でございますが、年間で二十五億トンから三十億トンくらいの水が将来必要ではないかというぐあいに考えております。それに対応する施設計画はいかにあるべきか、川のほうの開発は、これに対応してどういう地点でどういう姿で開発されるべきであるかというふうなことを、総合的に目下検討を進めている段階でございます。

○参考人(進藤武左門君) 御承知のように、われわれ水資源開発公社は、政府の御方針を忠実に実施するわけでございますから、公団自身が方針をどうとかいふことは申し述べられないと思っております。ただ、私見として、水資源開発あるいは電源開発の関係というふうな問題を、簡単に申し上げてみたいと思っておりますが、実はわれわれは、先ほど来お話がございましたように、五つばかり河川の開発をいたしておりますけれども、従来の利根川、荒川、まあ木曾川もそうなると思っておりますが、大体水が不足であるから開発していくんだという、どちらかといいますと需要に應ずるためにあとを追いかけていくという開発のやり方が中心になっております。今度筑後川などの開発をいたすことになりまして初めて、一部水不足はありますけれども、筑後川をいかに開発すべきかという筑後川の総合開発に対する基礎調査を、経済企画庁から委託を受けてまいりました調査中でございますが、私は、いままでは戦後二十年、なかなか国の経済が非常なデ

ンゾで発展しておる、またあるいは戦災復興の問題というふうな問題に忙しかつたのでありますからして、日本の水をどうするかという基本問題等に対しては、まだこれからしっかり研究すべき問題がたいへんあるだろうと思っております。で、この間経済企画庁で昭和三十七年に御決定になりました全国総合開発計画を新しく改定するのだという第一回の会議が開かれました。その記事を新聞で拝見いたしました。あれにも水資源開発問題が載っておりますわけでございます。私はやっぱり国土総合開発計画の構想の中へ水資源開発をいかり入れていただく。で、国土総合開発計画でいうと、水から申しますと、土地と水と人間とをいかにうまく配分して、そして日本のわれわれの生活を向上させ、あるいは住みよい国家にしていくか、国土にしていけるかという、そういう基本問題がどうしてもしっかり地についておりませんというところ、せっかく開発したら都会が開閉して、疎開といいますが、都会の疎開のために水の需要が減ってきたというふうなことになるかぬかと思っております。で、どうぞ水の問題につきましましては、やっぱり日本の国土総合開発の基本問題の一つであるといふことをしっかり取り上げていただいて、そしてこれは計画とまではいかぬかもしれませんが、相当長期にわたる構想をつくっていただいて、そしてそれによって開発を進めていくという方向が一番いいのじゃないかと思っております。まあ長期計画と申しましても、年度予算であり、あるいは計画が、なかなか日本では長期の計画というものが、構想はありましても、具体的計画というものは、なかなかできるのはむずかしいいろいろな条件もあると思っておりますけれども、住みよい国土をつくり上げるということが、やっぱり政治の一番大きな問題の一つでございますから、力強い、従来の戦後二十数年の間のようなことではなく、これから先しっかりした一つの見通しを持って、それを土台としてその時々経済状況なりあるいはいろいろの状況で修正しながら進んでいくという方向に、ぜひやっていただきたいと思います。

それから電源開発の問題ですが、これは私先ほどお話がございましたように、日本発送電にもありますし、電源開発にも関係いたしておりますが、現在電力は御承知のように、火主水従時代になつておるわけでありまして、われわれがやっておったときは火主火従時代でありましたが、しかもこの火主水従時代で非常に大容量の重油発電所がぼつぼつと大きく出てきております。これに對しまして水力の価値をこれからどういうところから見るかという検討を、もう少しやっていただきたいと思いますのであります。現在所得倍増計画といいますが、経済の非常な高度成長のために水力発電所を五年、六年もかかってやっておられない。また需要が一方にばたきとふえますからして、水力ではとても間に合わないということが、私は大容量火力発電所建設の一つの大きな原因であると思っております。もう一つは、目先の建設費がわりあい安い、建設期間が短いということでもございまして、思うのでありますけれども、現在日本のエネルギーの六割近くは、全部海外依存になっておりますが、これは各国のエネルギーの状態を見ましても、半分以上を海外に依存しておる国は、おそらくAクラスの国家には私はないと思っております。しかも、日本のエネルギーの六割、これがだんだんだんだん進みまして、あと十年たつと八割八割五分にもなるというふうなエネルギー政策で、ほんとうに安定供給ができるだろうかという一つのエネルギー政策としての大きな問題も、電力はこれはエネルギーの中核の問題でございますから、ぜひ検討していただかなければならぬと思っておりますが、もう一つ大容量のたとえば火力発電所、大容量の原子力発電所は水力の補給をしなれば発電所個々の経済問題はやりましても、系統全体の運営経済というものは、やはりあいに水力の補給がなければならないと高くならない。ことに私よく知識がありませんけれども、原子力発電は負荷率八〇%以上くらいに運転しなければならぬ悪いし、運転の状況もうまくいかないという特色があるからでありますからして、水力でどうして

それから電源開発の問題ですが、これは私先ほどお話がございましたように、日本発送電にもありますし、電源開発にも関係いたしておりますが、現在電力は御承知のように、火主水従時代になつておるわけでありまして、われわれがやっておったときは火主火従時代でありましたが、しかもこの火主水従時代で非常に大容量の重油発電所がぼつぼつと大きく出てきております。これに對しまして水力の価値をこれからどういうところから見るかという検討を、もう少しやっていただきたいと思いますのであります。現在所得倍増計画といいますが、経済の非常な高度成長のために水力発電所を五年、六年もかかってやっておられない。また需要が一方にばたきとふえますからして、水力ではとても間に合わないということが、私は大容量火力発電所建設の一つの大きな原因であると思っております。もう一つは、目先の建設費がわりあい安い、建設期間が短いということでもございまして、思うのでありますけれども、現在日本のエネルギーの六割近くは、全部海外依存になっておりますが、これは各国のエネルギーの状態を見ましても、半分以上を海外に依存しておる国は、おそらくAクラスの国家には私はないと思っております。しかも、日本のエネルギーの六割、これがだんだんだんだん進みまして、あと十年たつと八割八割五分にもなるというふうなエネルギー政策で、ほんとうに安定供給ができるだろうかという一つのエネルギー政策としての大きな問題も、電力はこれはエネルギーの中核の問題でございますから、ぜひ検討していただかなければならぬと思っておりますが、もう一つ大容量のたとえば火力発電所、大容量の原子力発電所は水力の補給をしなれば発電所個々の経済問題はやりましても、系統全体の運営経済というものは、やはりあいに水力の補給がなければならないと高くならない。ことに私よく知識がありませんけれども、原子力発電は負荷率八〇%以上くらいに運転しなければならぬ悪いし、運転の状況もうまくいかないという特色があるからでありますからして、水力でどうして

それから電源開発の問題ですが、これは私先ほどお話がございましたように、日本発送電にもありますし、電源開発にも関係いたしておりますが、現在電力は御承知のように、火主水従時代になつておるわけでありまして、われわれがやっておったときは火主火従時代でありましたが、しかもこの火主水従時代で非常に大容量の重油発電所がぼつぼつと大きく出てきております。これに對しまして水力の価値をこれからどういうところから見るかという検討を、もう少しやっていただきたいと思いますのであります。現在所得倍増計画といいますが、経済の非常な高度成長のために水力発電所を五年、六年もかかってやっておられない。また需要が一方にばたきとふえますからして、水力ではとても間に合わないということが、私は大容量火力発電所建設の一つの大きな原因であると思っております。もう一つは、目先の建設費がわりあい安い、建設期間が短いということでもございまして、思うのでありますけれども、現在日本のエネルギーの六割近くは、全部海外依存になっておりますが、これは各国のエネルギーの状態を見ましても、半分以上を海外に依存しておる国は、おそらくAクラスの国家には私はないと思っております。しかも、日本のエネルギーの六割、これがだんだんだんだん進みまして、あと十年たつと八割八割五分にもなるというふうなエネルギー政策で、ほんとうに安定供給ができるだろうかという一つのエネルギー政策としての大きな問題も、電力はこれはエネルギーの中核の問題でございますから、ぜひ検討していただかなければならぬと思っておりますが、もう一つ大容量のたとえば火力発電所、大容量の原子力発電所は水力の補給をしなれば発電所個々の経済問題はやりましても、系統全体の運営経済というものは、やはりあいに水力の補給がなければならないと高くならない。ことに私よく知識がありませんけれども、原子力発電は負荷率八〇%以上くらいに運転しなければならぬ悪いし、運転の状況もうまくいかないという特色があるからでありますからして、水力でどうして

それから電源開発の問題ですが、これは私先ほどお話がございましたように、日本発送電にもありますし、電源開発にも関係いたしておりますが、現在電力は御承知のように、火主水従時代になつておるわけでありまして、われわれがやっておったときは火主火従時代でありましたが、しかもこの火主水従時代で非常に大容量の重油発電所がぼつぼつと大きく出てきております。これに對しまして水力の価値をこれからどういうところから見るかという検討を、もう少しやっていただきたいと思いますのであります。現在所得倍増計画といいますが、経済の非常な高度成長のために水力発電所を五年、六年もかかってやっておられない。また需要が一方にばたきとふえますからして、水力ではとても間に合わないということが、私は大容量火力発電所建設の一つの大きな原因であると思っております。もう一つは、目先の建設費がわりあい安い、建設期間が短いということでもございまして、思うのでありますけれども、現在日本のエネルギーの六割近くは、全部海外依存になっておりますが、これは各国のエネルギーの状態を見ましても、半分以上を海外に依存しておる国は、おそらくAクラスの国家には私はないと思っております。しかも、日本のエネルギーの六割、これがだんだんだんだん進みまして、あと十年たつと八割八割五分にもなるというふうなエネルギー政策で、ほんとうに安定供給ができるだろうかという一つのエネルギー政策としての大きな問題も、電力はこれはエネルギーの中核の問題でございますから、ぜひ検討していただかなければならぬと思っておりますが、もう一つ大容量のたとえば火力発電所、大容量の原子力発電所は水力の補給をしなれば発電所個々の経済問題はやりましても、系統全体の運営経済というものは、やはりあいに水力の補給がなければならないと高くならない。ことに私よく知識がありませんけれども、原子力発電は負荷率八〇%以上くらいに運転しなければならぬ悪いし、運転の状況もうまくいかないという特色があるからでありますからして、水力でどうして

も補給していかなければならない。しかも水力だけを単独に計算しますというと非常に建設費も高くなり、キロワットアワー当たりの単価も高くなるということで、現在電力経済を中心として電源開発の方針を大体おきめになっておりますからして、水力の開発のスピードも急速に下がってしまつて、現在おそらく年に五、六十万キロ程度になってしまつておるわけであります。しかし、私はいままで電力の不足のときに従来のような開発を早くやらなければならぬ、需要に間に合わせなければならぬということから必要だと思いますが、一応電力の需給の安定した今日、しかも日本の何かたとえばこの間のスエズの問題があつたときに、日本の重油の問題がだいぶ貯蔵量が問題になつたようでありますが、何かのときの日本のエネルギーの確保という問題に對しまして国内エネルギーの開発をする。しかもその開発は電力経済だけのそるばんでなくて、国家経済と國民経済の立場からこれをやつていくということが必要ではないかと思ひます。水力につきましては、御承知のように利根川の上流の八木沢ダムで揚水式発電の二十四キロの発電所をつくつておりますが、こういう火力あるいは原子力発電の運営を能率的にやる、あるいは供給の安定をするために調整揚水式なりあるいは貯水池を持った大容量の発電所をつくるのがどうしても必要でありますけれども、それには電力経済だけでこれをやることはできない。しかし、國民経済的立場からやれば、私は非常に有利じゃないかと思ひます。また技術的にも非常にこのスタートが簡単であるとか、あるいはビークも簡単にとり得るとか、事故が少ないとか、または余剰の機械を火力のように据えつけておかんでもいい。いろいろ技術的特色もありますけれども、全体として国内資源である水力をぜひ開発して、そしてそれと一緒に電力経済をうまく運営していくということと、水力の開発は、そのほかにたとえば治水の問題であるとか利水の問題でありますとか、あるいは農地開発の問題であるとか、いろいろ派生的の影響が非常に

大きいのでありますけれども、こういう問題は、いまのところあまり議論に乗っておられないわけがあります。でありますからして、これからぜひ水力の発電の開発を、少なくとも水系を指定された地域に対しては、水資源開発と進んで一緒にやる。私は特に筑後川を例にとりますと、筑後川に約二十発電所がございます、私設発電所が。しかし出力合計はわずかに九万何千、一つ当たりの発電量が非常に小さい。でありますからして、筑後川の開発には、既設水力発電所の再開発をこの際思い切って検討してみたらどうだろうか、これは木曾川も同じでございます。こういうふうな問題。あるいはまた日本では、包蔵水力の調査を昭和三十八、九年ですかやって、三千五百万キロが包蔵水力だと言われておりますけれども、これを貯水池式あるいは揚水式の立場から、あるいは最近の技術の進歩の立場から検討いたしますという、私は包蔵水力は相当ふえると思います。でありますからして、現在水力開発が千五百万キロばかりございますが、おそらくこれからのような考え方で開発を進めますという、相当量の水力開発ができるということにもなりますし、まあわかりませんけれども、重油をどんどん買っている、いかに安くならない、国際収支に対して大きなファクターを持つておる重油も、水力発電の開発によれば、それもセーブできる。いろいろ電力経済だけの検討でなくて、国家経済全体の立場から、水力発電と水資源総合開発とをいかに結びつけていくかということは、これからわれわれの非常に大きな研究課題の一つと考えておりますので、まあたいへん見当違いの意見かもしれませんが、簡単に私見を申し上げます。

○委員長(藤田進君) 原子力発電あるいは火力が、もうすでに六割をこすという発電構成から見ても、お説のとおり、むしろ水力発電所の開発、利水関係がいかに重要かということ、調整の必要性から見てですね、ところが御答弁にあるように、政府から命ずる範囲内においてやる以外にないということで、あなたのそういう構想は、政

府のほうが命令しない限り、どうにもならないという事です。

そこで、宮澤長官に重ねてお伺いしますが、第一は、江川の開発公社なるものの規模なり実態が、これは事務当局でもいいですが、どういうものか。私どもも聞いている範囲では、いま長官は、歓迎すべきことのように御発言ですけれども、とてもこんなもので小手先で段階的に発電所をつくってみるとか、わずか一万キロ前後の。これは全く筑後川の、私も筑後川行ってみました。が、ほとんどの発電所を、再開発と言えばことばはいいですけれども、既設発電所も水路も堰堤も水の中に沈めて、より大きなものをつくらなければならぬ、水効率からいって。そういうことになってしまふことは明らかなんです。江川の場合は、電源開発が調査所をつくって、そして高梨にダムをつくって、大きな発電所をつくらうとしたのだけれども、地元島根県知事あるいは地元住民の反対で立ち消えになってしまった。まあ当面の機構としては、水資源公団等が水系指定を受けて、そして進藤総裁の所論のように、中国全体の水資源開発の一環として江川もやはり取り上げ、また原子力ないし火力発電所時代における水力の調整というものがなければ、非常に重大な事態を引き起こす可能性が強いのです、ニューヨークの停電を待つまでもなく。いま新成羽川の開発をやっているようですが、これはきわめて規模の小さいものです。その辺は国として、現地でこそくなくことをやり始めて、何とか人に手をつけさせまいというよりうななわ張りを死守する時代でもないように思うのです。今度できようといわれておる江川開発公社なるものは、全く歓迎すべきもののように私は思わない。そんなものでへたにやられておると、筑後川と同じで、全部またそう先にいかないでやり直すと、国家不経済になるような気がするのです、その辺については、公社の実態なりをお調べいただくように、私あらかじめ申し上げておきますから、それとかね合わせてみて、たとえば水資源公団の開発水系指定あたりを検討すべき時期

じゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。
○國務大臣(宮澤喜一君) 江川の開発公社につきましては、まだ正確に私も存じませんけれども、概要は、島根県当局、それから江津市外八市町村でございますが、中国電力株式会社、これらで構成をいたして、そして江川沿岸地区の総合開発をする。仕事の内容はこれからの協議できることになっておるようでございますけれども、おそらくは森林の開発であるとか、稚魚の養殖であるとか、一般的に考えられるようなことが内容になるのではないかと考えております。で出資も、中国電力、島根県などが出資をいたすという話でございます。

そこで、水資源開発との関係でございますが、これから先、水資源の総合開発を新たにやっていたければならぬだろうとさしずめ考えられますのは、たとえば霞ヶ浦でありますとか、相模川でありますとか、琵琶湖でありますとか、幾つか考えられますが、江川も非常に大きな水量の川でございますから、やはり一つの候補地であらうということは私どもも考えております。で問題は、こそくという御批判はあるかもしれませんが、やはり島根県当局、それから地元等の協力と理解がなければ、なかなか大規模な仕事に手につけない。私の承知しております限りでは、島根県当局は、気持ちの中ではそう狭い気持ちは持っていないようでございます。いらないようでございますが、やはり地元の市町村を納得させるためには、それなりの地元の利益になるような開発計画を少なくとも伴ないませんと、非常に地域感情が荒立つというところで、そこらあたりで問題を見ておられるように思うのでございます。また広島県側は、もし事情が許せばこの問題と直接関係なく両県合併ということも考えられるのではないだろうか、この点について必ずしも島根県側も否定的でないように聞きますが、しかしこれは大きな問題でございますし、かりにそういう決心ができてしましても、国がどう助成しますか、いろいろな問題もあるのでござい

ざいますが、もしその問題が円滑に進むようになりますと、いまの問題は結果としてはかなり処理しやすくなるような感じもいたしておるわけでございます。広島県側としては、水がほしいからああいうことを言っているのだと勘ぐられることを、非常に警戒を——これは当然なことでございます、警戒をしておりますが、何かその辺に少し進めるような基盤が多少あるような感じがいたします。それはそれといたしまして、いずれにいたしましても、これからの問題として地元の開発計画を考えながら、やはり大きなスケールで水資源の総合利用を考えていく一つの候補地であることは、私は間違いないと思います。

○委員長(藤田進君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時十分散会

昭和四十三年五月二十九日印刷

昭和四十三年五月三十日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局